

1. 議事日程第3号

(平成19年第6回大口町議会定例会)

平成19年12月14日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	木野春徳
11番	齊木一三	12番	倉知敏美
13番	酒井久和	14番	吉田正輝
15番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鎭	副町長	社本 一裕
教育長	井上 辰廣	政策調整室長 兼 総務部長	森 進
政策調整室 参事兼 政策調整課長	大森 滋	健康福祉部長	水野 正利
環境建設部長	近藤 則義	環境建設部 参事兼 環境経済課長	杉本 勝広
会計室 会計管理者	前田 守文	教育部長	鈴木 宗幸
教育部参事	野田 敏秋	教育部参事兼 生涯学習課長	三輪 恒久
行政課長	近藤 孝文	企画財政課長	近藤 勝重

福祉課長	馬場輝彦	こども課長	鈴木一夫
保育長	稲垣朝子	保険年金課長	吉田治則
建設課長	野田透	学校教育課長	江口利光
学校教育課 主幹兼 派遣指導主事	田中将弘		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	近藤登	議会事務局長 議次	佐藤幹広
--------	-----	--------------	------

開議の宣告

議長（宇野昌康君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

一般質問

議長（宇野昌康君） 日程第1、一般質問を行います。

本定例会における一般質問は、11月22日の議会運営委員会で、一問一答方式によって試行することが確認をされております。そのため、会議規則第62条で準用する第54条の質疑の回数については制限をいたしませんので、よろしく願いをいたします。

進行方法について、若干の御説明を申し上げます。

質問は、1人につき90分を限度とします。制限時間の5分前と2分前及び満了時に、事務局がベルでお知らせをいたします。制限時間をまたいだ場合は、速やかに質問または答弁を終えるようにしてください。質問の途中において制限時間を超えたときは、その質問に対する答弁は必要ありません。質問者は臨時の質問席で質問を、答弁者は自席での答弁をお願いいたします。

先ほども申しましたが、今回が初めての試行でありますので、不都合な点も出てくるかと思いますが、次回の検討課題として進めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

土 田 進 君

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8番（土田 進君） 皆さん、おはようございます。8番議席の土田進でございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従いまして、2点質問をさせていただきます。

行政区交付金交付要綱について質問をいたします。

本年度より、行政区交付金交付要綱が大きく変わりました。当初交付額は、世帯数に1,700円を乗じて得た額に10万円を合わせた額、実績交付額は、世帯数に200円を乗じて得た額に10万円を合わせた額の範囲内の二本立てになりました。当初交付額は、1世帯当たり1,250円から450円増額され1,700円になりました。しかし、防犯灯維持管理費の防犯灯1灯当たり2,000円が廃止になりました。また、実績交付額が新しく設けられたものの、少額な上に上限があり

ます。別枠であった防犯灯設置費補助金と自主防災設備補助金がこの中に合算されてしまいました。この新しい制度では、総額で実質減額になるのではないかとと思いますが、行政区の運営及び防犯灯や自主防災設備の維持管理について、いかがお考えかお尋ねをします。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 御質問の行政区交付金につきましては、町から行政区に対する各種補助金等を一本化することにより、事務の効率化を図り、かつ行政区に権限と財源を移譲することで、より一層地域の実情に即した行政区独自の取り組みや特色のあるまちづくりの推進を目的に、平成18年度、平成19年度に大きく改正をいたしました。経緯につきましては、平成18年度から行政事務交付金 1 世帯550円に不燃物分別交付金 1 世帯700円を合わせ、新たに行政区一括交付金として 1 世帯当たり1,250円を交付いたしました。平成19年度からは、これまで個別に実施をしておりました防犯灯設置費補助金、防犯灯維持管理業務交付金、自主防災組織補助金を合わせ、当初交付で1,700円、実績交付で200円の世帯割と、それぞれ一律10万円の均等割を合わせた額を交付金といたしました。

この当初交付は、各行政区の基本的運営資金の補助ということで、年度初めに支払いをし、スムーズな運営をしていただくものであるのに対し、実績交付は防犯灯や自主防災組織設備など、交付金の中に組み込んだ補助金の目的を各行政区が踏襲し、確実にその事業を実施していただくことと、限度額の範囲内で資金運用についても考慮いただき、みずからの意思で決定していただくためのものであります。

また、10万円の均等割につきましては、行政区の面積、世帯数の規模にかかわらず、行政区として必要な事務を行っていただくのに要する経費の一部として、世帯割の交付だけによる各行政区の不均衡を解消するため、交付金の算定に組み入れてはという区長会の御意見により取り入れたものでございます。

御質問の中にある 1 基2,000円の防犯灯維持管理業務補助金につきましては、交付要綱としては事務手続上廃止をいたしました。防犯灯電気使用料として当初交付額に算入しております。また、防犯灯設置費補助金と自主防災設備補助金につきましては、過去の交付額の実績から実績交付に算入し、当初交付額とあわせ、町全体の総額が減額とならないように設定をしましたが、各行政区別に見ますと、豊田など一部の行政区につきましては、前年度の交付額と比べ減額となっているところもあります。しかし、従来の防犯灯の設置及び自主防災設備の購入については、前年度に要望をいただき、次年度に予算措置を新年度の区長さんのもと実施されていたものが、本年度から同一年度内で行えるようになったこと、また、住民の方からの要望に即応するために、各行政区の考えで事業が行えるようになったことなど、メリットは自主・自立を目指した行政区の運営には欠かせない方法とっております。

この制度は、平成19年度からの新たな交付金制度でありますので、各行政区がその目的に照らし合わせた事業の推進に結びついているのか、健全な運営ができていくのかを検証していく必要もあります。本年度、区長会においても、この交付金についての考え方の確認や進め方等について説明してまいりましたが、この交付金を有効に活用していただくため、各行政区と町が協働で進めることが必要と考えてのことです。今後とも、区長会を通じ御意見をいただき、この交付制度をさらによいものにしていきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

(8 番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 土田進君。

8番(土田 進君) ただいま数字の上では過去の平均値が採用してあり、減額にならないのではないかと回答でしたが、前年度より見ましても、全町で90万の減額になっています。また、昨年度まで別枠で制限のなかった防犯灯設置補助金と自主防災設備補助金が少額で上限のある実績交付額に合算されて上限が設けられたことによりまして、特殊事情を考慮しても、昨年度と比較すると、行政区によっては、ただいまも説明がありましたように、減額になっています。また、実績交付金の対象事業には、緊急を要し、その年度でやらなければならないことも出てきますが、上限を超えれば行政区の全額負担になり、そもそも年度で変動があるものを総額で抑えたことに無理があり、実質で減額になっていると言わざるを得ません。

さて、今までの質問を前提としまして、安心・安全のまちづくりの観点から、防犯灯の設置、自主防災設備の整備がこの数年で大幅に図られましたことは、一定の評価をしておりますが、平成13年度以降、平成18年度までの5年間で、大口町全体でどれだけの防犯灯並びに消火器の設置数がふえたのかお尋ねをします。

議長(宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) 防犯灯の設置数につきましては、平成13年度当初で1,129基であったのに対しまして、平成18年4月現在では1,748基となり、この5年間で619基ふえました。特に、平成18年度は地元行政区界を超えた通勤・通学路の防犯灯整備を各行政区の区長さんの御理解の上で実施していただきました。また、消火器につきましては、平成13年度当初で248本であったのに対しまして、平成18年度では351本となり、この5年間で103本の補助整備を実施してきたこととなります。

(8 番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 土田進君。

8番(土田 進君) ただいまの説明によりますと、過去5年間で防犯灯が55%、消火器が42%増加しております。防犯灯の数がふえ、また防災設備の充実が図られたことは、住民にと

って大変ありがたいことです。しかしながら、防犯灯並びに自主防災設備の増加に伴い、その維持管理費が急激に増加し、行政区の財政を悪化させているのも事実であります。例えば、実績交付額の防犯灯維持管理費、電球交換の交付金が本年度より1灯500円となっています。自分たちで交換すれば500円でできるかもしれませんが、専門性が必要であり、危険な作業であるため、ほとんどの行政区では業者に電球交換作業を依頼していると思われます。業者に依頼すれば、電球交換で約3,000円、自動点滅器をあわせて交換すれば7,200円かかっており、その差額が行政区の負担になっております。防犯灯1灯当たり、年間で電気代と修理代、どれくらいかかっていると認識しておられるか、お尋ねをします。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） この防犯灯維持管理費用につきましては、電気使用料の補助ということで、当初交付額に算入をしていることにつきましては、先ほど御説明をさせていただいたとおりであります。電球の交換や修繕に関します費用につきましては、区長会の協議の中で十分に認識しております。この協議を受け、平成19年度からの行政区交付金の編成で、実績交付に電球交換分の一部補助として500円を算入した次第であります。今年度の区長会でも、この防犯灯維持管理費用についての御意見をいただいているところでありまして、修繕費用も含め、来年度以降の交付金に反映ができるよう検討をしているところでございますので、御理解をお願いします。

（8番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8番（土田 進君） 私が調べた行政区では、防犯灯1灯当たり1年間で電気代は約2,600円、修理代は約1,700円、合わせて1灯当たり4,300円かかっております。当初交付額で、防犯灯維持管理費1灯当たり2,000円が廃止になったかわりに、1世帯450円を増額したということですが、実情は1灯当たり2,000円ではなく4,000円以上かかっており、その差額が行政区の負担になっています。また、特に昨年度においては、防犯灯は住宅内だけではなくて、通勤・通学路ということで、主要道路にまで町の要請で数多く設置をいたしました。主要道路の防犯灯は街路灯の役目が強く、こうしたものは設置費も維持費も行政区で負担するのではなく、町で全額負担したらどうでしょうか。お尋ねをします。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 行政界の通勤・通学路に係る防犯灯の設置につきましては、大変区長さんの御理解をいただきまして、行政区の中で防犯灯の設置と同じ扱いをさせていただきまして、設置をすることができました。これは、以前には議員からお話がありましたように、行政区界につきましては防犯灯の整備はなかなか進まなかったという状況がござ

います。それが今回、各区長さんの御理解によりまして整備をすることができて、大分意識も変わってきたんだなあとというふうに思っております。

今、御質問がありました、町で全額持つてというようなことは現在の時点では考えておりませんが、お互いさまというようなことで、今後も各行政区の中で、区長会の中で御協議、御理解がいただければ、実施をした同様な方法で整備ができればなというふうに考えております。

(8 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 主要道の防犯灯は街路灯とみなして、設置も維持費も町で負担すべきものと思いますので、御検討をお願いいたします。

防犯灯の維持管理費である電気代と修理代、そして消火器の詰めかえ費だけで当初交付額の実に86%を占め、実績交付額を加えても72%を使ってしまい、残りの28%の予算では、安心・安全なまちづくりのための事業ができません。また、行政区の中には私有地に設置された簡易消火栓も多く、地主の方より、道路へ出してほしいとの要望も出てきています。1年に1ヵ所工事をすれば、実績交付額の上限に達してしまい、他の事業は何もできなくなります。また、防犯灯や自主防災設備も年月を経て、劣化している設備も見受けられます。今後、ますます維持管理費は増加傾向にあり、減ることはありません。現状が続けば、行政区の運営にも支障が出てくる可能性が考えられます。ぜひ行政区交付金の総額がふえるように見直すか、それとも防犯灯と自主防災設備の維持管理費を補助金ではなく、町で全額負担するようなことを検討したらどうでしょうか。お尋ねをします。

議長 (宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) この行政区交付金につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、町からの依頼業務及び自治推進事業に係る経費を交付することによりまして、地域コミュニティの活性化や特色のあるまちづくりの推進を目的といたしております。そして、このたびの行政区交付金の仕組みは、より一層の住民主体による取り組みを目指してのことであり、その事業の採択あるいは進め方については、各行政区にゆだねられるわけでありませぬ。新規事業ばかりではなく、防犯灯の維持管理や消火器の詰めかえなどの経常経費部分についても同様に、その対応や運用は行政区が御判断をさせていただくことになり、それが自主・自立のまちづくりにつながっていくと考えております。

このことから、今、行政区交付金の総額をふやすとか、維持管理費の全額町負担ということではなく、現状の仕組みによる影響、効果などを区長会と協議をしながら見きわめていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

(8 番議員挙手)

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8番（土田 進君） 現状が続きますと、各行政区の財政にとって、防犯灯、自主防災整備の維持管理費の急激な増大は大きな負担となっていますので、ぜひこうしたことも考慮して、現在の行政区交付金交付要綱の見直しを検討されることを要望し、次の質問に移ります。

資源ごみ集団回収助成金について質問します。

このところの原油・穀物の高騰や人件費の上昇を受け、食品や日用品まで値上げが相次いでおります。また、製紙原料となる古紙や鋼材原料の鉄やスクラップなど、再生資源の価格も軒並み上昇しております。古紙では、新聞、段ボール、雑誌の3品目の中国向け輸出が年初に比べ2ないし5割高くなり、10月には初めて1キロ20円を超えたと日経新聞が報じていました。そこでお尋ねをします。町が集団回収している資源ごみの業者への売り払い価格は、いつどのようにして決められ、現在の品目別価格は幾らになっているのか、お尋ねをします。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） お答えしてまいります。

集団回収しております資源ごみのうち、地域で回収していただいている資源につきましては、3社から見積書を徴収し、安定的な財源を確保する目的から、年度内の価格の上がり下がり の推移にかかわらず、年度当初の契約単価で売り払っております。また、地域以外の子ども会、PTAなどの団体につきましては、それぞれの団体が独自に回収業者と協議され、価格を決めて売り払っておられます。

次に、品目ごとの売り払い価格につきましては、キログラム当たりとなりますが、新聞が9円、段ボールが6円50銭、雑誌が4円50銭、雑紙が3円、牛乳パック8円、布類が1円となっております。以上です。

（8番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8番（土田 進君） 本年度の売り払い価格を決めた時点において、財団法人古紙再生促進センター調査によりますと、古紙類の市況価格と町の売り払い価格を比較してみますと、新聞が14円していたものが9円、雑誌9円が4円50銭、段ボール11円が6円50銭で契約されており、乖離しているように思われます。平成18年度、町全体の資源ごみ総重量は1,266トンで、売り払い金額が909万5,830円、助成金は11地区4団体に665万7,970円でした。そして、行政区への分配金は、紙類と布類の重量995トンで、1キログラム5円の約500万円でした。平成19年度の予算では、資源ごみの売り払い収入が710万7,000円で、各団体への助成金を703万円と計上しております。しかしながら、現状の推移からいくと、売り払い収入は予想を大きく上回ると思います。本年度末における売り払い収入の合計は、幾らぐらいを予想してみえるのか、お尋ね

をします。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） お答えさせていただきます。

平成19年度、資源ごみの売り払い収入につきましては、資源リサイクルセンターの利用者が大幅に増加するなど、町民の皆さんの資源分別への御協力により、900万円から1,000万円ほどになるものと予測しております。以上です。

（ 8 番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8 番（土田 進君） 焼却施設の老朽化のこともあり、少しでも多く資源ごみを回収し、可燃ごみを減量することが必要です。また、資源ごみの市況価格も当面は値下がりしないと思われまます。売り払い収入も予測を大きく上回るようですので、行政区への助成金を現在の1キログラム5円から値上げを検討してはどうでしょうか。お尋ねをします。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 現在、行政区等への助成金の対象となる資源は、紙類の新聞、雑誌、雑誌、段ボール、牛乳パックと布類の6品目に限らせていただいておりますが、アルミ缶、スチール缶、瓶類、ペットボトルの4品目につきましても、地域の皆さんの分別の御協力により、助成金の対象とはなっておりませんが、有価にて売却ができております。可燃ごみを減らすためには、議員御指摘のとおり、有効に再利用できる資源の分別の徹底をいかに図るかが大切だと考えており、そのためには資源とごみの明確な区分を図る必要があると考えております。

また、資源として有価で売却していくためには、地域の皆さんの御協力なくしてはできないため、助成金対象となる品目を現在有価にて売却されているすべての資源にふやすことにより、さらなる資源の分別の徹底を図るとともに、資源の分別に御協力をいただいております地域へ還元してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

（ 8 番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8 番（土田 進君） ただいま助成金の対象品目を紙類、布類、従来のこれだけでなくて、新たにアルミ、スチール、瓶、そしてペットボトルまで広げていただけると、大変前向きな答弁をいただきました。これにより、行政区への助成金が年間でどれくらいふえるのでしょうか。また、同時に1円の値上げをしていただいたらどれくらいになるか、お伺いをいたします。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） お答えをしてみたいです。

今、4品目が現在193.58トン回収されておりますので、このトン数に5円を掛けさせていただきますと、96万7,900円になります。さらに現在、地区で回収していただいておりますトン数が約995トンになっておりますので、これは18年度ベースですが、金額では497万7,000円となっております。この合わせた金額が10品目の金額になろうかと思えます。これをちなみに1円増額しまして、キログラム当たり6円で助成するといいたしますと、今の4品目の方が約120万になろうかと思えます。従来からの6品目が798万6,000円になろうかと思えますので、その先ほどの金額と相殺いたしますと、約250万ほどになろうかと思えます。これは差額という形にはなりません、4品目の約200トンを6円とした場合の120万と、それから1円アップした場合の増額130万ほどですので、合わせて250万円ほどの増額になろうかというふうに思えます。以上です。

(8 番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 土田進君。

8番(土田 進君) ただいま、アルミ、スチール、瓶類、ペットボトルの助成金品目を加えることにより、行政区回収分が約200トンあって、助成金で約120万円ふえると。そして、同時に単価を1円引き上げれば、合計で250万円ぐらい行政区への助成金が増額になるようです。売り払い収入の総額が、私が予想しておりますのは1,100万近くになるのではないかなと思えますので、その総収入からいきますと、現在の250万の増額があっても、十分分配可能な金額だと思われますので、ぜひ1円の値上げも検討していただきたいなと思えます。

また、防災無線放送で、資源ごみ集団回収日を知らせるのにあわせて、皆さんが出している資源ごみが、行政区へ助成金として還元されていることを、もっと知らせてはどうでしょうか。お尋ねをします。

議長(宇野昌康君) 環境建設部長。

環境建設部長(近藤則義君) 住民の方々に知らせる必要があるのではないかということにつきましては、資源ごみをキログラム当たり5円で各行政区に還元しているということを広報することは、さらなる資源の分別の徹底につながるものと考えておりますので、積極的に実施してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

(8 番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 土田進君。

8番(土田 進君) 以上、行政区交付金と助成金についてお尋ねをしましたが、箱物行政や広い道路も必要かもしれませんが、住民が真に豊かさを実感できるのは、こうした身近なことへの配慮だと思えます。大口町の財政力指数は1.6と、近隣市町に誇れるものかもしれませんが、各行政区では、財政力が1を切るところも出てきています。しかしながら、住民に区費の

増額をお願いするのもなかなかできません。各行政区の区長さん方は、日ごろ業務で大変お忙しい中、財政面でも苦労しておられると思います。ぜひ行政区の業務運営がしやすくなるよう行政区交付金交付要綱を見直し、交付金の増額と資源ごみ集団回収助成金の増額を提案し、私の質問を終わります。

議長（宇野昌康君） 暫時休憩といたします。

（午前10時00分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時01分）

宮 田 和 美 君

議長（宇野昌康君） 続いて、宮田和美君。

5番（宮田和美君） 5番議席の宮田和美でございます。

ただいま議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

初めに、北小学校の移転計画について質問させていただきます。

北小学校が北部中学校跡地への移転が計画されております。住民の皆様方のコンセンサスを得る必要があるということから、通学区域の地区懇談会が先月11月26日から11月30日まで開催されました。この地区懇談会で得られました成果、空気といたしますか、どのようなものであったのかお伺いします。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 宮田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御案内のとおり、北小学校の北部中学校への移転について、住民の皆様方のコンセンサスをいただくために、11月26日の月曜日から30日の金曜日まで、北小学校区の各学習等共同利用施設等へ毎晩お邪魔をさせていただきました。会場の借用につきましても、各区長さんには大変お骨折りをいただき、感謝しているところでございます。また、お地元の議員の皆様方にも力強いお言葉を賜り、この場をおかりいたしましてお礼を申し上げます。

さて、議員御質問の通学区域地区懇談会の成果でございますが、住民の皆様方に北小学校の現状を認識していただき、そして多くの御意見や御要望をいただきましたことは大変な成果であり、開催した全地区においてコンセンサスが得られたと確信しているところでございます。以上です。

（5番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） 開催されました曜日並びに時間帯について、私もお邪魔させていただいたんですけれども、若干の無理があったような点もありますけれども、いかがでしょう。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） お邪魔させていただきまして、皆さんのお集まり等の確認をさせていただきました。御意見もいただきまして、一部には、皆さんの十分な御意見をいただけなかった面もあるかもしれません。全地区におきまして、5地区でございますが、合計で138名の方に御来場をいただきまして、それから十分なお話もいただきました。そして、皆さんの方から、今の現状をお知りいただき、そして北部中学校へということで御意見もいただいた状況でございますので、またその当日に来れなかった方については、御出席いただいた方から御連絡をいただいたりして、次の段階に入っていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

（5番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） この懇談会、聞くところによりますと、学校で子供たちに配布をされて、各父兄には全部行き渡っているというようなこともお伺いしました。しかしながら、その成果というものが、私はあまり成果がなかったんじゃないかなろうかというようなことで、こうしたときには、やはりお母さんたち、お父さんたちがどれくらいの出席率であるかということと事前に把握されるために、出席可能かどうかという、マル・バツでも結構でございますので、父兄の皆様方が本当に子供から預かって、今度の懇談会、あるいは今後また行われるであろう、そういった懇談会の席に事前に出席の人数というものをあらかじめ把握する。あるいは、父兄の方もマル・バツで子供が学校へ持っていけば、やはり今後とも出席をしないかなというような感覚が芽生えるであろうというふうに私は思いますので、今後、そうした出席に対する回答というものも必要かなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 貴重な御意見をいただきまして、まことにありがとうございます。

5年前に地区懇をしていただきまして、その内容が住民の皆様は大分知っていただいたような状況でございます。今回につきましても、就学している児童の御父兄、そしてまた来年度、再来年度の就学予定の、今、保育園、幼稚園に通っている園児の御父兄の方にも御案内をさせていただいて行った結果でございます。いただいた貴重な御意見については、また次回のときに、また行う場合につきまして参考とさせていただいて、より一層皆さんに御参加いただけるような地区懇談会をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解のほどお願い申し上げます。

（5番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） 大変前向きなお答えをいただきましたので、期待しております。

続きまして、予算と時期について質問させていただきたいと思います。

耐震性の高い、安全で安心な教育環境整備は、町民であればだれもが望むことですが、特に御父兄であればなおさらであります。私の地区でも、一日も早い移転をと強い要望が出ておりました。その点について、具体的な建設並びに移転及びこの計画の概算予算というものはどのような金額を想定されておられますか。お伺いします。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 現在、北部中学校の既存校舎のさらなる安全性を確認するために、耐震診断に係る予算をこの12月議会の補正予算としてお願いをしているところでございます。その耐震診断も視野に入れながら、まず北部中学校の校舎、体育館、プールはそのまま残しまして、中学生仕様から小学生仕様にと変更するために改築工事が必要になってまいります。内容的には、トイレ、階段、プール本体の仕様変更であります。空調設備の改修も含めまして、中高学年用として整備をしてみたいと考えております。また、教室の不足分の増築であります。低学年を対象とし、平家あるいは2階建て程度で、既存校舎の東側に建てていきたいと考えております。このような計画の中で、移転時期を、地区懇でもお話をさせていただきましたが、平成22年の4月、あるいは9月をめどに進めてまいりたいと考えております。

次に、移転計画に係る概算の予算についてでございますが、平成20年度には校舎増改築実施設計委託業務に6,500万円ほどを見込み、そして平成21年度には校舎の増改築工事、プール改修などに13億円ほどを見込んでおります。あくまでも計画段階の概算であります。今後、町長部局を初め、議員の皆様方ともお話をさせていただきながら進めてまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

（5番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） こうした非常に多額な費用が今後かかっていくと思いますけれども、現在の大口中学校の件もあり、特に細かい点を十分注意されまして、町民の皆様方の税金を無駄に使うことのないように、やはり細心の注意、今回の大口中学校の件を参考にさせていただきまして、少しでも有効なお金の使い方を。金額が金額でございますので、たとえ0.5%だとか、0.1%というパーセントではございますけれども、非常に皆様方のお金を使わせていただくわけでございますので、ひとつ十分な計画をされまして、後で問題が起きないように十分お願いしたいと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

続きまして、教育目標について質問させていただきます。

去る11月14日、北小学校で、平成17年、18年、19年度の3年間にわたり、「確かな学力の向上をめざして」という目標のもとに計画され、その成果の算数の授業を拝見させていただきました。各学年、それぞれ先生たちの努力の成果を見させていただきました。大変すばらしい成果が得られたと思います。先生方に感謝する者の一人でございます。今後の教育目標はどのようなものをお考えか、あればお伺いしたいと思います。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 大口北小学校の確かな学力育成のための実践研究事業は、平成17年度に文部科学省及び愛知県教育委員会の指定を受け、今年度までの3年間にわたり事業を進めてまいりました。特に北小学校では、「確かな学力の向上をめざして」という研究主題を掲げ、「学び合いを大切にした算数の授業づくり」を研究してまいりました。とりわけ子供たち自身が自分らしさを発揮し、思考力や表現力を高め、仲間とともに学ぶ楽しさを味わうことで、自信と意欲を高めることができたのも成果の一つであったと思っております。

研究発表会当日は、多くの議員さん方を初め、205名の皆様においでをいただきまして、研究の成果を見ていただきました。今後も、この3年間の実践研究を土台としながら、この成果を算数だけではなく、新たに国語を加えた他教科へ取り組みを進めていきたいと聞いております。教育委員会といたしましても、支援をしてまいりたいと考えております。よろしく願い申し上げます。

（5番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） 北小学校ではそのような取り組みがなされておりますけれども、南小学校での取り組みというものは何かございますでしょうか。

議長（宇野昌康君） 教育長。

教育長（井上辰廣君） 南小学校は、既にこの研究委嘱を終わっております、2年ほど前に、同じような研究発表会を持たせていただきました。南小学校は国語を中心に、図書館を利用した読書というようなことも加味しまして行ったわけでございます。部長が申しあげましたように、過日、北小学校で発表させていただきましたけれども、文部科学省の学力育成の事業の一端でございます、3年間の研究ということでございますが、今月の5日でございますけれども、稲沢の小正小学校と一緒に、一宮の文化広場の方で、この地域一円の研究発表会を行い、その成果を広く広めるということで、県の事業で研究発表会を持たれております。つけ足してございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

（5番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） 南小学校では終わったというようなことでございますけれども、一つ終わったということじゃなくして、また今度新たに何か目標を持っていただけたらいいかなということで御質問させていただきました。

続きまして、今度の4月から大口中学校、統合されるわけでございますけれども、この大口中学校、きのうもコーラスの発表というようなことで、校内コーラスで一生懸命、生徒たちが発表してくれた姿を見させていただきました。北部中学校と合同になるということになりますと、人数もふえまして大変だと思いますけれども、新たな大口中学校としての何か特にこれは教育方針だといったようなものをお考えかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

教育長（井上辰廣君） 新しい新生大口中学校の教育の中身ということでございますが、教科センター方式という新しい方式で中学校教育を進めていくと、こういうことで今計画を進めているところでございます。既に何年か前から、この研究については進めてきているところでございまして、愛知県ではスタートになるんじゃないかということも、旭中学校の方で一部行われているということは聞いておりますけれども、本格的には、この統合中学校が愛知県では最初になるだろうと、こういうふうに思っているところでございます。

それぞれ教科ゾーンをつくりまして、教科教育に力を入れていくと。そこには教科の先生方の職員室がございまして、その周りにその教科の部屋を配置しながら教科教育の力をつけていくと、こういうことが概要でございます。

それから、南小学校の話が出ましたので、少し西小学校についても補足しておきたいと思いますが、ことし町の教育研究会は北小学校で授業公開をしていただきました。大変いろんなところから、町の教育研究発表会でございますけれども、県からもいろんなところからたくさんの方に参加をしていただいて、こちらの方も成功したのではないかな、こんなふうに思っております。なお、西小学校については、来年度、町でなくて研究委嘱ということで、また発表してまいりたい、こういうふうに思っております。よろしく願いいたします。以上です。

（5番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） 今の教育長さんのいろいろな前向きな御返答をいただきまして、ありがとうございます。

今問題になっておりますところの子供たちの感性といいますか、思いやりの心、あるいは人としてのしつけ、道徳教育、こういったのが現在非常に欠けているというようなことを耳にいたしております。やはりこれは小学校から、あるいは幼稚園から、学校だけではなく、これは各家庭でも気をつけないかんと思っております。そんなようなことで、学校教育の中でもできるだけ思いやりが持てるような心だとか、今言いましたような常識的な気持ちが素直に持てる

ように、教育の方に力を入れていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、大口北小学校移転に伴う通学路についてお尋ねをしたいと思います。

小学校が移転となれば、通学路も当然変わるというようなことで、通学路は本当に大変なことだと思いますけれども、何か特に計画されております通学路はありますか。あればお聞かせいただきたいと思います。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 現在のところ、特別な通学路の計画はありませんが、今後、PTA、そして学校側とも協議をし、またお地元の皆様方の御意見をお聞きしながら、現在の北小学校の通学路、あるいは北部中学校の通学路をもとに、より安全な通学路を選択することになると思います。以上です。

（5番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） 今、前向きな御返答をいただいたんですけれども、大口町内、以前と比べますと、本当に車の数も多いというようなことでございます。小学校ばかりじゃございません。中学校へ行く子供たち、道路を一本渡ることについても、見ておりますと、非常に危ないところを渡っておるのが現状でございますので、できるならばそういったところを皆さんと一緒に、PTAの役員の皆様、あるいは児童と一緒に歩いていただいて、決まる前には十分な検討をされまして、早いところ、横断歩道が必要なのか、あるいは歩道橋が必要なのかといったようなこと等々、これはすぐできることじゃございませんので、十分な計画をされまして、お地元の御父兄とよくお話をしていっていただきたいと思います。特にパローあたり、上小口地区のあの広い、だんだん道路が広がってききましたので、渡るのにも大変子供たちも苦労しております。その点も十分御配慮の方、お願いしたいと思います。お願いいたします。

続きまして、中小口三丁目と四丁目の合瀬川にかかる柿野橋でございます。御存じのように、当時は広がった橋ではございますけれども、現在の交通量と、あるいは車の大型化で、橋の上では、大型が来ればすれ違うということもできず、橋の手前でとまっておるというようなことで、そのために渋滞も発生しております。この道路を利用する人々の安全のためにも、改修も必要と思いますが、そういったような計画というのはございますでしょうか。お伺いします。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） お答えさせていただきます。

柿野橋は、昭和40年に荒井堰の改修とともに、幅員が4.6メートルで合瀬川にかけられ、当時といたしましては十分な幅でありましたが、その後、交通量がふえ、橋を利用する歩行者の安全確保が難しくなり、平成4年に、尾北自然歩道のつながりも考慮に入れ、上流側に幅員

2.5メートルの歩道橋をかけ、交通の安全を図ってまいりました。また、平成15年には耐震補強工事を施行いたしました。昭和40年の架設ということもあり、現在の大型車化した交通需要には、御指摘のように対応し切れないのは事実であります。そうした橋は、柿野橋を初め河北橋、富士見橋、長蔵橋、往環橋、さらには大口橋等があり、中期的なかけかえ計画を立てる必要を感じております。

このうち、柿野橋や長蔵橋のように合瀬川にかかる橋につきましては、本年10月30日に愛知県により公表されました新川圏域河川整備計画にありますとおり、合瀬川については河川改修の計画があり、今年度、大口町内でも工事が施工されております。順次、上流へ工事が進んでまいりますので、数年後にはかけかえが必要となってまいります。河川改修に伴う橋のかけかえの費用負担については、一定のルールがございまして、原則的には、河川管理者と道路管理者が2分の1ずつを負担することになります。今のところ、年度は明らかではありませんが、下流からですと、八幡橋、長蔵橋、柿野橋の順となります。橋のかけかえには多額の費用がかかりますが、河川改修にあわせて行えば町の負担は2分の1となりますので、合瀬川の改修状況を見ながら、また他の河川にかかる橋を含めた中での優先度を考えて計画してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

(5 番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 宮田和美君。

5番(宮田和美君) 随時というようなことでお話ございましたんですけども、柿野橋の利用度ということを考えますと、本当に危ないというようなことございますので、順序が下流からであるよと、そんな途中ではできないよという返事であれば別なんですけれども、そうでない場合には、本当に非常に危ないのが現状でございますので、優先順位がありましたならば、この柿野橋の方をぜひとも優先していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

いつごろでしょうかということでお伺いしたんですけども、できるだけ早くというようなことございますけれども、明確な答えをいただけたらいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長(宇野昌康君) 環境建設部長。

環境建設部長(近藤則義君) 時期につきましては、現時点では非常に予測が立てにくいわけでございますが、いずれにいたしましても橋につきましては、御存じのように、河川の改修とあわせて行うのが一番費用の面等も有効であるかということも思いますので、上流、さらには下流からということで、今、河川改修が行われている状況の中で、その辺のところもできるだけ早急に予算をつけていただいて、改修に至るように要望してまいりたいと思っておりますので、そ

の点を含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

(5 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 宮田和美君。

5 番 (宮田和美君) 下流からここまで来るといふのは、数年といふようなお話でございましたけれども、大体でよろしいんですけれども、何かありましたらお答え願ひたいと思ひます。

議長 (宇野昌康君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 大体の時期をお尋ねでございますが、現時点では、公式に申し上げる予想年数がまだはっきりしておらないといふのが現状でございますが、御存じのように、大口と犬山市境のところでございますが、外坪巾のあたりで、この辺のところも補償の関係でなかなか難航しておったといふことで、やっとめどがついたといふことで、工事に入ったといふような状況もありまして、これが終わって、今度、大口町に入ってくるような形になってくるといふようなことで、まだ現時点では、本当に申しわけないですけど、5 年先とか、そういうはっきりした年数が申し上げられない状況でございますので、御勘弁をいただきたいと思ひます。

(5 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 宮田和美君。

5 番 (宮田和美君) ありがとうございます。できるだけ早急に実施できることを願ひます。

続きまして、北小学校が移転された場合のことを考えますと、現在、仲沖地区の学童が通学するようになれば、今の柿野橋の東側でございますけれども、一たん北へ、上流側へ横断をしまして、そして歩道橋を渡りまして西側へ行って、そしてまた南側へまた渡らないかんといふようなことでございますので、現在、先ほどお話がございましたように、この柿野橋の上流側には歩道橋があるんですけれども、柿野橋の下流側に同じような歩道橋といふものが必要かと思ひますけれども、いかがでしょうか。

議長 (宇野昌康君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 先ほど回答させていただいたとおり、柿野橋の本体のかけかえ改修が必要となってまいりますので、河川改修の状況を見ながら計画してまいりたいといふのが基本的な考えでございますが、北小学校の移転に伴う学童の通学路につきましては、新たに学校、PTA によって選定されるということではありますが、一つの案ということでございますが、仲沖地区の通学路を、国道41号線をくぐったところで、メルヘンのところですが、41号線の北向きの車線側に新しく整備された歩道を通り、学校のすぐ東まで行くというルートを検討も願ひしたいと思っております。どちらにいたしましても、通学路の検討のときには再度協

議をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

(5 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 宮田和美君。

5 番 (宮田和美君) 通学路というのは子供たちが、特に低学年の子供が通学するところがございますので、車から歩行者が見にくいだとかというようなことで事故が起きやすい。子供といひますのは、よく言われまふように、宝というようなことで、こういった子供たちを守るのが我々の役目であらうと思ひますし、行政がみんな一丸となつて、そういった子供たちを守つていつてやるというのも必要かと思ひます。ですので、事故が起きたよというふうなことでなくして、事故が起きる前に、どうせ橋をかけるものであるならば早目にかけていただひて、そして子供たちが安心・安全なまちだよといったようなことが、先ほどからも言われておりますように、実感できるというふうなまちづくりというふうなことでございます。これは学童ばかりじゃございません。ああいった狭いところを渡るということは、非常に住民の方も苦勞しておられますし、住民の皆様方も、ぜひともあそこに橋をかけていただひないだらうかというふうな要望というものも出ておりますので、そういったものも十分酌んでいただきまして、ぜひともこれだけをつくつていただきますように、小学校が移転するから危ないよと、じゃあ橋をというふうなことでなくして、もう計画が出ておるといふことは、すなわち変わるというふうなことでございます。ですので、その前提のもとに、そういった計画も同時進行できるものであればすべきことじゃなからうかなというふうには思ひますので、この柿野橋の下流側に橋をかけられたらというふうなことで、これだけは強く要望して、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 (宇野昌康君) 会議の途中ですが、10時45分まで休憩といたします。

(午前 10 時 33 分)

議長 (宇野昌康君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前 10 時 45 分)

丹 羽 勉 君

議長 (宇野昌康君) 続いて、丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 7 番議席の丹羽勉でございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従つて質問をさせていただきます。

国の体制が、中央集権から地方分権へ変容する転換期を迎え、その改革が急速に進められていひます。大口町においても「意識」「組織」「財政」の改革に取り組んでおられるところであ

ります。これらの改革についてお尋ねをいたします。

まず、意識改革についてお伺いします。

地方分権が目指すまちづくりに適合する考え方や価値観などを醸成するため、第6次大口町総合計画で、「職員の意識改革」「町民の自治意識改革」を提唱しておりますが、総合計画策定後1年半が経過しております。今、町長は、職員や町民の意識変化をどのように受けとめておられるか、お伺いします。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 職員と町民の意識変化についての御質問であります。

平成12年に地方分権一括法が施行され、はや7年が経過しています。中央集権の国家体制から地方分権の国家体制に変わる、非常に大きな変化でございました。自分たちの地域や暮らしをつくるために、地域のことはみずから決定し、責任を持つ社会であります。第6次総合計画は、こうした時代に必要なまちづくりの基本的な考え方と方針を示した、いわゆるまちづくりの羅針盤の役割を持つ計画として作成をいたしました。そして、これまで職員や町民が地方分権の時代を認識するため、話し合いと協働の実践の中で、住民の参画と参加のまちづくりをさまざまな地域活動やボランティア活動、NPO団体の活動などで進めてまいりました。平成16年には、ソーシャルキャピタルとって、地域の問題解決のための施策を大阪大学が調査をし、本町が全国で第4位という評価を受けました。さらに先日行われました地方自治法施行60周年記念式典で総務大臣表彰を受賞しましたが、これはひとえに住民と行政の努力と時代をとらえた住民の活動が評価されたものであると考えております。地方分権一括法の施行から地方分権に対応して行ってきた施策により、意識は十分に変化をしているものと考えております。

（7番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 国並びに大阪大学の調査などで高い評価を受けておられるということでございますが、私は議員としての浅い経験の中で、実際にかかわらせていただいた問題で、こんなことでいいのだろうかというようなこともございました。その具体的な事例といたしましては、学校の建設問題で、予定地の中にまだ民有地がある。にもかかわらず、どんどんと計画が進められ、さらには工事も進められてしまった。この土地をどう解決していくのかというような問題もありました。このような意識で行政を進めていってよらしいもののでしょうか。私は最初に町長にお尋ねしたわけですが、総務部長さんがお答えになりましたが、町のお考えだというふうに理解させていただきます。ですから、今申し上げましたような意識的なとらえ方をした場合に、今のような問題はそのまま進めて、さらにはこのような意識でまた新しい行政をつかさどっていったいいものかどうか、その辺をお伺いします。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） この一年半でどう変わってきたか、こんな御質問であったかと思いますが、地方分権推進法というものは、平成7年にスタートしたわけでありまして。さらに時限立法として、平成12年に地方分権一括推進法として改定をされて進められてきたところであります。一年半でこの改革について答えることはできませんけれども、こうして国も段階を追いながら地方分権に向けて歩を進めておるところでありますし、私どもも行政を大きく切りかえ、これから地方分権に合った体制へと進めておるところであります。

意識改革をする上で、先日も改革に取り組んでいる他の自治体の方とお話をしてまいりましたところでもありますけれども、この件につきましては雑感にも書かせていただきましたけれども、意識改革というのはシステム改革だと。そうしたシステムを変えていかないと、意識は変わっていかない。郷浦幹線の問題でも、行政が進める用地の取得に対しましても、今の行政法では十分認められておるわけでありましてけれども、これは民間と同じようなシステムに切りかえていく必要があるなあと。あるいは、今回の大きな課題でありますけれども、これを解決していくためには、教育委員会のあり方、あるいは町長部局のあり方、そのすみ分け、そうしたものを十分に今後検討していく、システムを変えていく、組織を改革していく必要があるやもしれない、そういうふうに考えておるところであります。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

（7番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） システムを変えなければ、意識も変わらないということでございますが、組織というものはあくまで組織で、全体的なものだと思います。意識というのは、個人の内面的なものではなかろうかと思うんです。広辞苑によりますと、意識とは、対象を総括的にとらえる心の働きと書いてあります。やはり意識というのは、個人個人の内面的な問題ではなかろうかと思います。そういう面で、町長は今、組織の機構改革なども触れられましたが、そういうことも踏まえて、これから先、職員の意識がどんどん変わっていくことを期待したいと思います。

さらに町長は、この計画の中で「人々が対等な立場で意見を交わし」ということで、町民の自治意識改革のところでも述べられておられます。やっぱり行政区においても、長老も見えますし、若い人たちも見えます。こういう中で対等というのはなかなか難しいんですが、確かに対等で物を言って、意識を改革して、行政区の自立を促したいという気持ちはわかるんですが、これは行政の中においても言えることではなかろうかと思います。やはり組織の中で対等というわけにはいかんでしょうが、できればお互いに目線を一つにして、事に当たっていただきた

い。そうすることによって、後でまた申し上げますが、組織の風通しもよくなるのではなからうかという気がいたします。そういう点で、町長自身も意識を改革されるというような、それに合わせた意識を改革されるというようなお気持ちはないでしょうか。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 組織と意識とは別である、こういうお考えであるやにお伺いをいたしました。しかしながら、意識と組織というのは深い関係があると、こういうふうに思っております。国も対等・平等、こういう形で、国、あるいは県、あるいは地方自治体を考えていこうと、こういうことであります。それには権限を移譲していこうということでもあります。これによって大きく変わってくるもんだと、こういうふうに思っております。それには、財源、権限、あるいは人権、こういったような権限、こういったようなものが密接に絡まっているのではないかと。それで私どもは、組織改革、意識改革、あるいは財政改革とした三つのものを一度に徐々に変えていこうと、こういうことに取り組んでおるところであります。

私どもも平成12年の組織改革の折に、町では地域振興課という課をつくりました。ここへ、今まで生涯学習課にあった老人クラブでありますとか婦人会、あるいは子ども会等に移行させていただきました。教育委員会の所管でありました生涯学習課におるときは、いろんなものを学んでいこう、トレーニングが主な意味合いでありましたけれども、子ども会として地域参加をしていくんだということで、あるいは婦人会として地域に参加をしていくんだ、老人クラブとして地域でどう活躍していくか、こういうテーマで取り組むことによって、大きく団体の方向性が変わってきたと思っております。意識は、やはり組織によって変わってくる部分もある。そして、権限も与えることによって、対等・平等の関係になっていくものだと考えております。よろしくお願い申し上げます。

（ 7 番議員挙手 ）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7 番（丹羽 勉君） 組織、意識は別物じゃないということでございます。やはりそれぞれ考え方は違うものですから、これについては以上で、一つ副町長にお尋ねをいたします。やはり学校の用地の問題のときに副町長は、対象の用水は井路敷じゃないと、だから買い上げるんだということを私に言われ、図面をお示しになられました。そのときに同僚議員から、そういうことをやると、今後、尾を引くよというような忠告も受けました。しかしながら、そのときに副町長が、これは井路敷じゃないんだから買うんだということで私に説明をしていただきました。私もまだ日が浅く、それに反論する材料もなく、そのまま受けとめて対応してきたところではありますが、その後、地権者が情報資料として提供を受けたものの中には図面がついていなかった。それが副町長の手元にあった資料には図面がついておった。そして、そのときにおっ

しゃったのが、町長も同じ資料を持ってあって、同じ考え方でやっておりますというお話でございました。これは本当に原文に図面がついておったのか。ついておったとしたなら、情報資料として提供を求められたときには、間違っただ資料を提供したことになります。私は学校の問題を例示しておりますけど、私の浅い経験の中では、まだまだ豊富な材料がありませんので、こればかりが事例に上がってきますけど、こういう対応では、私はやはりいけないんじゃないかなと。やはり意識を変えていただいて、住民が納得できることをやっていただきたいと思いますが、副町長さんはどのようにお考えでしょうか。

議長（宇野昌康君） 副町長。

副町長（社本一裕君） 丹羽議員から、意識の持ち方というんですか、そういったものについてお伺いをいたしました。私の中で考えておりますのは、意識というのはやっぱり思いという部分が大分占めるんじゃないかなと思うんです。そういった中で、御承知のように、国の制度が変わる中で、今までは一つの事件が起きる、あるいは課題が起きれば、それについて国あるいは県に御照会を申し上げながら、指導を受けながらという形でございましたけれども、こういったものについても、当然、町、あるいは地域で考えていくということになったということだと思います。そういった中で、今、学校の水路敷のことについてのお話でございました。これも若干行き違いはあるものですから、大変恐縮ではございますけれども、当時、郷浦幹線の水路敷という形の中での処理の中で、これにつきましてもいろんな水路敷があったわけですが、そういった中で総合グラウンドの水路敷についての取り扱い、あるいは今回の教育委員会の所管をいたしました水路敷の問題というのがございましたが、こういったものがすべて私どもの中では別個であるという考え方をしておったということで、そのことをお話し申し上げたということございまして、また議員も御承知のとおり、当時お出しをいただいた書類につきましては、郷浦幹線の水路敷ということが書類の一番最初に書いてあったというふうに記憶をしております。私どもとしては、郷浦の排水路敷を改修していくためにお願い申し上げます。そういった中で、実は工事の施工同意書もいただくという形の中では、今、議員からお話でございました郷浦の水路敷について、図面をおつけして同意書をもらっておると。その中には、実は今お話があった教育委員会での水路敷というのは入っていなかったという経過があったわけございまして、これについては少し内容として補足をさせていただきましたが、ただ、意識の関係につきましては、私どももこういったものについて、新しい時代を迎える中で、きちんとした自分たちとしての考え方をもちながら、あるいはそういったものを組織の中に定着させながら仕事に取り組む、あるいは目標に向かって取り組むという意識をいつも持つことが必要ではなかるうかというふうに思っております。

（ 7 番議員挙手 ）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 意識については、私の気持ちも多少は反映していただけるかなということをし添えまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、組織改革についてでございます。

環境の変化により複雑・多様化する住民の意識や課題を解決するために、行政能力の向上が求められます。また、風通しのよい組織でなければならないと考えます。そのための組織的な仕組みづくり、組織改革をどのように推進されるか、町長のお考えをお伺いします。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 大口町の将来像を実現するために掲げた「意識」「組織」「財政」という三つの改革の基本方針に基づく取り組みは、先ほども町長がお話をしましたが、それぞれが独立をして動くのではなく、相互に連動することで、その成果が得られるものと考えております。そのため、平成19年2月にこれらの改革を所管しております政策調整課、行政課、企画財政課において合同検討会を設置いたしました。3課が取り組むべき一つの改革の具現化を各課の共通の課題とし、それぞれの視点から意見を出し合い、情報を共有し、横断的に取り組むことを目的として、現在まで11回の会議を重ね、改革の具体的な取り組みとして、政策調整課所管の経営管理システム、行政課所管の人事制度、企画財政課所管の予算制度の各制度について検討し、推進しております。改革に終わりではなく、制度にも完成はないと言われております。また、地方分権改革も次の段階に入ろうとしております。今後も地方自治体に対する変革に的確に対応し、住民の負託に的確・適時に対応できるよう職員の資質の向上並びに組織づくりを目指し、そして努力をしていきたいというふうと考えております。

（7番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 三つの改革は同一歩調で進めるということで、もう11回も会議をやられて、着々とそれが推進されておるということでございます。しかしながら、11月12日、学校建設という町長の雑感を読ませていただきましたが、この中で町長は、教育部からの報告、連絡、相談がなかったというようなことを記されておられます。そういう面では、私は今の組織には風通しがちょっと悪いんじゃないかという感じがいたします。いわゆるホウレンソウに欠けているんじゃないかなという気がいたします。

そういう中で、例えばこのような大規模な工事、これからも小学校の問題、いろいろなものが出てくると思います。そういう中で、機構改革をして、このような学校の建設というのは、町長部局で担当すべきじゃないかと私は思いますが、その辺のところは町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） この件につきましては、専決をお願いしておりますところでありまして。そうしたことで、学校を急いで4月に間に合わさなければいけない。こういう状況にありますが、今後の小学校の学校建設を考えていきますときに、この組織のありようについては、今、調査委員会をスタートさせておりますので、十分その結果によって判断をしていきたいと、このように考えております。

（7番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 調査委員会の結果を待ってということですが、同じ失敗を繰り返さないという意味では、やはり町長みずから、現実には教育部門というのは離れた建物におられます。そういうことから、町長の身近なところにそういう部局があって、これだけの大きな何十億というような工事をやるわけですので、プロジェクトをつくって、専門的にやった方がいいんじゃないかと思います。教育部門の中では、現状の仕事を抱えながら、なおかつこのような大事業をやらなければならないというのは、やはり負担もかかります。その辺のところをよく精査していただいて、今後、このような問題を起こさせないためにも、やはり一元化された事業が必要ではないかと思います。その辺のところを要望として期待させていただきますので、よろしくをお願いします。

次に、組織改革の2点目ですが、先ほど土田議員からも質問がありましたが、若干方向を変えて、一括交付金についてちょっとお伺いします。

一定の権限と責任のもとに、行政機能の一部を一括交付金という財源とともに行政区に移譲しておられますが、これはまさしく大口町の地域内分権だと思います。町長は、今後もこのような施策を拡大推進するお考えでしょうか、お伺いします。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 行政区交付金につきましては、町から行政区に対する各種補助金を一本化することと、先ほど土田議員の御質問にもお答えをしてきた経過がございます。一本化することによりまして、事務の合理化が図られ、かつ行政区に権限と財源を移譲しまして、より一層の地域の実情に即した住民主体による取り組みが展開できるようにという観点から、くどいようですけれども、平成18年度から導入をいたしましたものでございます。18年度では、これまでの行政区事務交付金に不燃物分別交付金をあわせ、行政区一括交付金として実施をしました。19年度には防犯灯設置費補助金、防犯灯維持管理業務交付金、そしてさらに自主防災組織設備等整備補助金をあわせて、行政区交付金として実施をしておるところでございます。

この行政区交付金の仕組みにつきましては、ただ単に各種補助金を一本化するだけでなく、住民みずからの意思決定によって事業を実施していくことができ、しかもその意思決定が単年度内で完結できる内容もあわせ持っております。今後につきましては、住民自治推進の観点から、個別型の補助金、交付金から、使途の配分は地域に任せる包括的な交付金に転換をしまして、地域の主体性をはぐくんでいける仕組みづくりを推進していきたいと考えております。町としましては、地域の掲げられた目標の実現を後押しできるように、区長会を通じ、引き続き協議をしていきたいというふうに考えております。

(7 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 私もこの施策については賛成でございます。一括交付金ということで、行政区の方で主体性を持ってできるというこの施策については私は賛成ですが、その手法といえますか、その内容について、若干、私は御意見を申し上げたいと思います。

まず権限でございますが、国から県、県から市町村、市町村から行政区へということになるわけですが、県・市町村にはそれぞれ専門のスタッフが見えます。また、それに対して専従するスタッフもおります。行政区には残念ながらおりません。最高責任者といえますか、行政区の区長さんですら、まだまだお勤めの方も見えます。そういう中で、権限、それに金もつけてやるで、あとは行政区でやれよということでは、ちょっと行政区では消化し切れません。今申し上げましたように、スタッフがおりませんのでできません。

現実に、自主防災備品のホースを買う場合でもそうですが、18年度までは町の方でまとめて買ってくれたもんですから、1個当たりの単価も安くなりました。しかしながら、これが各行政区で買いますと、数が少ないもんですから割引が少ない。要するに、そこで予算がオーバーしてしまうということで、行政区の負担になるわけです。そういうことも踏まえて、自主的な仕事は行政区に任せて、それを総括的に町の方もそれを支援していただくということにより、こういう問題も解決していきたくらうと思います。ですから、権限も財源も行政区に渡したから、あとは知らんぞというんでなくて、やはりそのところにきめ細かい支援をお願いしたいと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

議長 (宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 行政区交付金に限りませんが、交付金そのもののメリットといたしましては、今まで3通り、あるいは4通りありました補助金、交付金の事務手続については、大いに事務の改善が図られたのではないかなというふうに思っています。また、防犯灯あるいは自主防災組織の設備整備につきましても、前年度の区長さんから要望いただき、町において予算要求をし、次年度の新しい区長さんにおいて購入をしていただくというような

流れがあったわけですが、これが行政区交付金の制度によりまして、当該年度の区長さんにおいて、町民の皆さんからの要望、さらには区会での協議の経過を踏まえて、予算の範囲内で実行していただけるというようなことになったかというふうに思っております。要するに、権限と財源を与えたから自主・自立でやりなさいというようなことで、行政課としましては各区長さんに接しておるわけではございません。いろいろと個別に御相談を受け、この制度がよりいいものになっていくように、御意見をいただく場を設けたり、それぞれ個別に区長さんとお話をさせていただいて、対応させていただいておるのが現状でございますので、いずれにしてもこの制度はまだ始まったばかり、過程でございます。もう少し見ていただきたいというふうに思います。

(7 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 一括交付金の制度は、18年度、私が区長当時にできたというふうに理解しておりますが、私もこの制度については、先ほど申し上げましたように、賛成ですので推進していただきたいと思いますが、そういう中で、ひとつ町と行政区と協働の形で推進されることを希望して、次の質問に移らせていただきます。

次は、財政改革についてお伺いをします。

財政改革は、国の厳しい財政状況下で、地方向け補助金・交付金の削減、さらに国は税収格差の縮小を目指して、財源余剰が生じている富裕自治体から地方交付税に依存している自治体に再配分することを検討して、既に関係都府県では承知をされたというような報道もありましたが、これはまさしく国は愛知県から、愛知県は大口町から財源余剰を吸い上げようとしております。大口町の歳入は、好調な企業業績に支えられているものの、業績が悪化したとき、歳出の削減だけで次世代への責任を果たすことはできないのではないかと思えます。企業の好調な今こそ安定した歳入を確保するため、道路、橋梁等の整備など、投資的経費の伸長を図ることにより、基準財政需要額を引き上げる施策が必要だと考えますが、町長のお考えを伺います。

議長 (宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 基準財政需要額とは、普通交付税の算定の基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行い、施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定をした額を言います。

この算定経費の内容としましては、公債費を初め道路・橋梁・公園・下水道などの土木費、小・中学校の教育費、社会福祉・清掃などの厚生費、農業・商工などの産業経済費、徴税・戸籍住民基本台帳などの総務費などが上げられます。18年ベースで比較をすれば、基準財政需要額は約31億円に対し、経常支出決算額は約47億円となり、差額の約16億円は需要額に算定され

ていないこととなります。その経常経費は、単独町費で賄っていることになるわけでございます。個別で上げれば、教育費の場合、需要額 4 億円に対し経常支出額は約 9 億円となることから、需要額は現実の経常支出額とかけ離れており、地方の財政力格差是正を目的に創設をされましたこの交付税制度も、今や形骸化しているものと考えられます。

また、交付税算定に用いる補正係数や単位費用などは、国の地方交付税配分額の中で動いておりまして、実際には交付税枠の縮小を図るため、各種係数が必然的に下げられ、結果、需要額も下がっているのが現状であります。

このように、国が意識的に需要額を抑制し、特別交付税や他の国・県補助金も削減傾向にある中、健全な財政を保つには、単に需要額を上げる施策は今の時代にはそぐわず、危険な要素をも多分に含むものであると考えます。よって、企業が好調で財政の弾力性が保たれている今こそ、後世の不透明な将来への備えが必要ではないかと考えております。よろしく願いをいたします。

(7 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 今の大口町の財政力は、好調な企業に支えられておるということでございます。財政力をとらえただけの場合はそういうことですが、同規模団体では全国 4 位というようなことでございますが、さきに東海財務局が東海四県の地域別経済力というのを発表いたしました。詳細については、公開をしていないということで回答がいただけませんでした。大口町は 176 市町村中 35 位、悪い成績ではないと思います。しかしながら、財政力豊かな、同じように愛知県の団体が上位 5 位の中に四つ入っております。1 位が飛島村、2 位が三重県で、3 位が豊田市、4 位が幸田町、5 位が三好町でございました。やはり財政力が豊かな団体が上位にある。大口町も財政力は上位にあります。しかしながら、他の主要経済項目から見ますと、やはり財政力が豊かであるにもかかわらずランクが下がってしまう。

この主要経済指標 7 項目というのは、人口社会増減率、就業者比率、財政力指数、1 人当たりの生産額、1 人当たりの所得水準、有効求人倍率、1 世帯当たりの住宅着工戸数、こういう 7 項目でございますが、大口町は財政力指数については既にクリアしているという状況かと思えます。ほかの主要経済指標についても、今後、町としては取り組んでいただく施策をお願いしたいというふうに思います。こういう財政力以外の施策で、大口町の経済力が上がるというような施策はお持ちでないでしょうか。

議長 (宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 今、丹羽議員からお話がありました東海財務局、東海四県 176 市町村の経済力を数値化したというものは、私も新聞で確かに目にしました。そ

して、大口町がその中で三十何位というような話は、今、議員さんからの説明で初めて知ったわけですが、今お話がありましたように、単に財政力だけでという話ではなくて、財政力をよくするために、日々いろんな分野での努力が必要になってくるかというふうに思います。そういうことだけで、今回の統計の対象になっております7項目の指数そのものが上がってくるというものばかりではないというふうにも考えます。しかし、財政力の豊かな今のこの時期に、やはりこれから後年度に備えて準備をしていくということは必要不可欠であるというふうな考えは持っており、変わっておりませんので、今後もその姿勢で進めていきたいというふうに考えております。

(7番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 前向きな御答弁をいただいたと理解させていただきます。

さらに財源余剰についてお尋ねをいたします。

財源余剰、財政調整基金に組み入れられるというふうに考えておりますが、この財源余剰を生み出す中に、歳出の削減、具体的に私が把握しておるのは、集中改革プラン、事業の縮小・廃止、これらによって財政効果を生み、財源の余剰を生み出しておるというふうに私は受けとめるわけですが、集中改革プランの中に前向きな新しい事業をするような改革、歳出削減、事業縮小・廃止だけじゃなくて、新しい事業を生み出すという改革プランもあってもいいように思うんですが、その辺どのようにお考えでしょうか。

議長(宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) 集中改革プランは、単に歳出の削減の財政効果だけを図るというものではございません。その中には、民間への業務の移行、あるいは事務の改善、このようなものを含んで、その経済効果として財政効果がどれだけあったかということで、これを策定し、住民に公表し、さらには国・県に報告をするというものでございます。ですから、今、必ずしも公がやらなくてもいい業務も含めて、今は公がやっておるわけですが、そういう事務改善も含めて、今お話をしましたように、集中改革プランには取り組みを記載させていただきまして、それなりの後年度の評価・分析等を行っておるところでございます。

(7番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) ちょっと私の期待した答弁じゃなかったんですが、やはりむだな歳出は必要ないと思います。しかし、必要なところには手厚くできるように、そういう事業の展開を期待して、次の質問に移ります。

財政改革の2番目でございますが、町長は平成19年度の施政方針で、企業の町外へ移転等の

原因により財政基盤が揺らぐことも考えられると言っておられますが、企業の町外移転を阻止するための対策をお伺いします。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 現在、大口町の法人に対するメリットとしましては、固定資産税の前納報奨金制度、法人町民税の超過課税の未実施、市街化区域内における法人の都市計画税100分のゼロ%課税などが上げられるというふうに思っております。さらに、元気な地域経済を実現し、十分な雇用の場を確保していくために、巡回バスによる従業員の交通の確保など、企業が活動しやすい環境条件の整備を進めております。また、拡張用地の確保支援や重要幹線道路の整備も必要であると考えますが、道路整備につきましては、国に対して、国道41号の小牧市から犬山市間の高規格道路・拡幅化、国道155号の複車線化、さらに県に対しては、斎藤羽黒線、小口岩倉線、若宮江南線、小口名古屋線等の拡幅に向け、毎年要望による財源確保に努力をしております。何とぞ御理解をいただきたいと思っております。

（7番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 具体的に、町は企業が町外へ移転するというようなことのないようにするために、今、いろんな施策、道路の拡幅等というようなお話がございましたが、企業のトップの意見等を聞くためには、やはり町長を初め町の幹部が企業に出向いて行政の意見をぶち当て、さらには企業のトップの意見を聞いて、それを行政に反映するというのも必要ではなからうかと思っております。できれば町長が出向いて、トップとひざを交えてお話をし、意見を聞いてきて、それを行政に反映していくということを期待したいと思うんですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） おっしゃる意味はよくわかりますし、法人をこの地につなぐ、あるいはここで長く繁栄をしていただく、こういうことは大変難しいことだなというふうに思っております。その努力をどうしていくかということは、私どもの課題でもあります。そうしたことを考えつつ今おるわけではありますが、地域の中では工業クラブというものがあります。経営者の集まりでありますけれども、ここへ参加させていただき、町政についてのお話等をさせていただき、こんな機会を定期的に持つておるわけでもあります。企業さんの現状、あるいは課題、私どもができることは相談に乗る。こういう機会をより多くしていきたいなと、こういうふうに考えております。

しかしながら、一方で、今、国は大きく変わりつつあります。県税についても法人2税がこれで施行される、こんな様相になってまいりましたし、引き続き町税のあり方について、法人

税のありようがこれからどうなってくるのか、大変心配されるところでありますし、偏在性のあるそうしたものに対しての扱いがどういうふうになっていくか。あるいは、一方で外形課税等、私どもも視野に入れながら、今後の国のあり方も考えながら、企業の皆様方と行政のありようについて協議をしていく必要があるかなと、こんなふうにも考えております。これからの進展、あるいは現状等についての打ち合わせを綿密にしていきたいと、こういうふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

(7 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 企業の御意見を伺いながら行政を進めていくということで、私が期待しておった答弁をいただき、ありがたく思っております。

さらに、既存の工業施設、流通施設のために用地を確保して、施設拡張の支援を図るということをお願いしたいんですが、これは現実に、私どもの行政区にあります会社が、今、本社があります。しかしながら、今、予想されております大地震等で倒壊した場合には、建ぺい率等の問題で、そこへ再建することができないというお話も聞いております。そうすれば、必然的に町外に出ていかざるを得ないということのようでございます。そういう大災害のときに、そういうことになってしまえばやむを得ないのかなということでは済まされないと思います。できれば今からそういう手だても、災害に遭わないというだけのことでなくて、企業はそういうときには大口町外へ出ていってしまうということを念頭に入れて、現在の工業施設等の用地拡大の支援をしていただきたいと思いますのですが、どのようにお考えでしょうか。

議長 (宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 個別の案件につきましては、またその担当の方に御相談がいただければというふうに思いますが、企業用地の確保につきましては、大口町全体をこれからどのような土地利用、まちづくりにしていくかというようなことがベースにあって、そのようなお話もできるかというふうに考えます。今、丹羽議員さんから御質問、御要望のありました個別の案件につきましては、所管課の方にまた改めて御相談がいただければというふうに思います。

(7 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 既存の施設、工場等に対して、個別なものはということでございますが、新しい企業についても同じように考えます。用地確保等の支援を、優遇措置とか、そういうものを図っていただいて、大口町の財政力がいつまでも続くように、健全な財政計画ができますように、ひとつ御努力をお願いしたいと思います。

最後の質問に移らせていただきます。

各種事業を行う場合の財源は、町単独の自主財源だけでなく、国費、県費の補助を受けるべきと考えます。財政に余裕があるからといって、その努力を怠ることは許されません。また、毎年減額される特別交付税も同様だと思います。町長の手腕を期待して、補助金、特別交付税の獲得に乗り出すお考えはありませんか。これは町長にお伺いしたいところですが、担当の部長でも結構でございます。前向きにひとつ答弁をいただけるようお願いいたします。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） まず回答をさせていただきますが、納得がいかなければ再質問をしていただければというふうに思います。

議員御指摘の国・県の補助金制度のあるものについては、当然、本町としても補助制度を受け、積極的な財源確保に努めていくことは大前提であります。今、国や県の補助制度のあり方も変わりつつあります。国の「頑張る地方応援プログラム」や財団法人による助成など、まちづくり的な補助メニューがふえつつある昨今、各所管課においても、いち早く関連情報を収集しながら提案できる努力をし、特定財源の確保に努めておるところであります。

また、特別交付税につきましても、普通交付税と同様、制度自体が立ち行かなくなりつつある中、本町におきましても、毎年、数億円単位の要望書を提出しまして、より多くの財源が確保できるよう努めており、今後も引き続き財源の確保については貪欲に努力をしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（ 7 番議員挙手 ）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7 番（丹羽 勉君） なかなか補助金、特別交付税をいただくということは難しいということなのですが、残念ながら、大口町の補助金に関する資料が私は入手できなかったものですから、特別交付税について質問させていただきます。

特別交付税は、昭和55年から3,000万円以上交付を受けておりました。それが平成16年までの長きにわたり3,000万円以上の交付税がありました。しかしながら、17年、3,000万円を割って2,500万円、18年には2,000万円も割って1,900万、国の施策だということで片づけてしまえばこれで終わりです。しかしながら、やはりもらえるものは貪欲にもらわなきゃいかんと私は考えます。

55年以降、3,000万円もずうっともらっておったのは、財政力がなかったからだろうということをおっしゃるかもしれませんが、昭和57年の財政力は1.75です。昭和61年が1.71です。今よりも財政力はよかったです。そのときでも3,000万円以上の交付税をもらっておったわけです。やはりこのときには担当の方の努力もあったでしょう。行政全体のそういう取り組みがあって、

交付税はたくさんいただいておったと思います。やはり努力なくして結果は出ません。努力しても結果が出ない場合もありますが、やはり努力をしなければいかんというふうに思います。

国や県は財政が厳しいといっても、交付金という制度がないわけではございません。制度はあるわけですから、それを引き出す努力を期待したい。そのためには、国・県の方に出向いていただいて、獲得するという手法をとっていただいて、ぜひ高額な交付金、今までいただいておったようなものがいただけるような御努力をお願いしたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 特別交付金を特に重点的にお話をいただいたようであります。次年度でありますけれども、特別交付金につきましても上限を3,000万円、こうしたことで各市町からの事業について国から問い合わせがあった。こういうことではありますが、私どもは、上限3,000万円でありますけれども、不交付団体は0.5掛けになってくるということであります。今、バス事業でありますとか、あるいは住民参加のまちづくりについての「Oh - ! TOWNおおくち構想」等やっておるわけであります。これについて、1,500万円の特別交付税が内定をいただいたということではありますが、残念なことに、先ほど申し上げましたように、不交付団体ということで0.5掛けになって1,500万円をお認めいただいた、こういうことあります。

私どもは、特に国に強く要望していく問題につきましては、今、155号線の問題、あるいは41号線の高規格化、こんなことがあろうかと思っておりますし、県への要望につきましては、県道3路線がありますけれども、これに対しての要望、都市計画道路に対しての要望等重ねていきたいと、こういうふうに思っております。つい先日も、これに対しての補助金のあり方を調べてみますと、昨年、あるいは本年度が大変に伸び悩んでおるという現状にありますので、今後、これを中心に、国、あるいは県への要望、陳情をしてまいりたいと、こういうふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

（7番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 国や県の施策ということもありまして、交付金も1,500万ということで、これは考え方によっては3,000万円の上限いっぱいまでを確保していただいたということになるかと思います。これについては、皆さん方の御努力に敬意を表するものでございます。

しかし、プロ野球の選手が、グラウンドにお金落ちておる、一生懸命練習せよというようなことを言って激励されますが、国や県には予算という金がいっぱい落ちております。どうか国や県に頭を下げるという気持ちではなくて、国や県に落ちておる予算を拾いに行くというような気持ちで行かれれば、拾うためには腰も曲がりますし、頭も下がります。視点を変えて、

今後の交付金、補助金の少しでも多くの獲得を期待して、私の質問を終わらせていただきます。

議長（宇野昌康君） 会議の途中でございますが、午後 1 時 30 分まで休憩といたします。

（午前 11 時 45 分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1 時 30 分）

田 中 一 成 君

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2 番（田中一成君） 議長のお許しを得ましたので、3 点にわたって質問させていただきますが、一問一答方式になれないので、胸がドキドキしております。的確な答弁をお願いしたいと思います。

まず、砂利採取について通告をさせていただいております。

上小口グラウンド、いわゆる国体記念運動公園の買収についてでありますけれども、これについては、再三にわたって当局からの説明が覆されて、議会も大変戸惑ってきたところであります。

まず初めに、8 月 22 日に、上小口グラウンドについては建築廃材や焼却灰等が埋められているという事務局からの報告に基づいて、私ども議会側が要請をして、土地のボーリングが行われ、その埋め戻し土についての有害物質等の調査が行われました。その後、有害物質等については、ダイオキシンも含めて基準値以内であるというようなことが判明をいたしました。その後、総務文教委員会協議会に対して平米当たり 3 万 4,300 円、こういう砂利採取跡地ということを含めた鑑定評価であるけれども 3 万円、その後町長が休憩をとられまして、平米当たり 3 万 400 円で買収をしたいということで、全協も含めて了承されたわけでありますけれども、このことについての認識が、あるいは調査不足があって、実は 3 万 4,300 円、鑑定評価そのものでお願いしたいんだということで、また総務の協議会が開かれ、全員協議会が開かれて、その説明がなされてきた経緯がございます。

私ども議会側は、この用地買収問題について、故意にこうしたことについて、作為を持って質問をしたり追及してきた覚えはないわけであります。今日までこの件が長引いてきたという要因は、すべて当局の責任にあるというふうに私は思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 田中議員の、上小口グラウンドの買収について御質問いただきまし

た。本件につきましては、平成19年5月中旬、土地所有者より買収の申し込みがありまして、そしてそれを受けまして土地の単価を決定する資料として、上小口三丁目185番1について、砂利採取が行われた土地であることを加味して鑑定するよう専門業者に依頼をいたしました。その後、鑑定評価額が3万4,300円、平方メートル当たりでございますが、提示をされました。その評価額をもとに、他で購入した案件と調整をした結果、議会に提案させていただいた3万400円/平方メートルを説明いたしました。しかし、他の案件が、鑑定なくして変動率にて購入をしたことから、再度客観的に検証した結果、鑑定評価額で購入することが最も妥当であると判断いたしまして、11月15日開催の総務文教常任委員会協議会、そして11月22日開催の議会全員協議会において、鑑定評価額の3万4,300円で購入する方針の経過を御報告申し上げました。その結果、議員の皆様方に、御心労をかけましたことは大変申しわけなく思っております。今後、公共用地の購入及び借地については、今回のことを十分踏まえて、慎重に対応してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(2番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) つまり我々議会は、故意や作為を持ってこの問題の解決をおくらせてきたつもりは一切ありません。すべて今日まで長引いてきたのは、当局の責任であるということをお私に申しておきたいと思ひます。

次に、上小口グラウンド周辺の田地、田んぼ等については、今、大体どのような売買がされているのか、教えてください。

議長(宇野昌康君) 教育部長。

教育部長(鈴木宗幸君) 上小口付近の農地の単価ということでございますが、これについては把握しておりませんので、申しわけありません。よろしくお願ひ申し上げます。

(2番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 鑑定評価書を見せてもらいました。そこに書いてあるんです。1平米当たり、田地については1万5,000円から2万円前後、これが上小口グラウンド周辺の田地の売買の価格です。鑑定士さんはそのように表記しております。ですから、今までの御説明によりますと、民法上20年間という期間があつて、それを過ぎると、地主から返還を求められた場合には返還をしなければならない。返還をする際には原状に戻して、つまり農地に戻して、田んぼに戻して地主さんにお返しをします。これが民法上の規定であるというふうの説明を受けてまいりましたけれども、これに相違ないですか。

議長(宇野昌康君) 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 相違ございません。

（ 2 番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2 番（田中一成君） 今まで説明のあったこの土地区画の面積は1,663平方メートル、とりあえず今年度買収したい。あと約1,000平米余りについては、来年度買収したい。こういうことだろうと思いますが、それに間違いありませんか。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 当初計画しておりましたのは、今、田中議員がおっしゃられたとおりでございますが、過日の全協でお話をさせていただきましたのは、今年度、この土地を、2筆、2,700平米余でございますが、これについて、最終日にお願いをしたいと計画をしております。よろしくお願い申し上げます。

（ 2 番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2 番（田中一成君） 鑑定評価を受けたのは何平米分ですか。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 鑑定評価を受けましたのは、先ほど申し上げました、上小口三丁目185番1でございます。この1筆でございます。

（ 2 番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2 番（田中一成君） 鑑定評価を受けたのは、1筆ということは1,663平方メートルだけでしょう。それを2,700平方メートル、一括買収したいということですが、砂利採取がやられたのは、この2筆にわたってやられたのか、それともこの1筆の1,663平方メートルの中だけでやられたのかどうか、そこら辺はどうですか。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 御質問の件については、2筆が砂利採取を行われた土地でございます。

（ 2 番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2 番（田中一成君） そうすると、1,663平方メートルの鑑定評価を受けておりますが、もう1筆についてもこの鑑定評価の価格に基づいて、同等の価格で買収をしたいという考えですか。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） さようでございます。

(2 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 田中一成君。

2 番 (田中一成君) 鑑定評価書には、この土地についてのマイナス要因、プラス要因がうたわれておりますね。1,663平方メートルについては、幅員18メートル、奥行き92メートル。いわゆる長方形で、奥行きが長いということでマイナス5%、それから二方路、道路面が二つに接しているということで2%のプラスアルファ、これで差し引きマイナス3%。それに、地下埋設物などの可能性による市場性が減退しているということでマイナス5%。合わせて、全部でマイナス8%の要因がありますということで、本来価格の3万7,300円から8%分を引いて3万4,300円。こういう評価の仕方をしているんですが、これは1,663平方メートルに限った評価です。2筆くっついているやつをあわせてということになりますと、その形状がまた変わってきますから、この評価は正確でなくなるんじゃないですか。こういうことをやっている、また不正確な鑑定評価で、実際には鑑定していない土地もそれと同等だと勝手に判断して、勝手な価格設定がされるということになってしまわないですか。

議長 (宇野昌康君) 教育部参事。

教育部参事兼生涯学習課長 (三輪恒久君) そういうとらえ方というのはありますけれども、同じ所有者ではないわけですが、その1筆そのものは、ある家庭の一つの財産としてとらえて、一画地の形状をとるならば、この鑑定で2,733平米という考え方をとることは妥当だと思います。

(2 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 田中一成君。

2 番 (田中一成君) 町長は、勝手な解釈をしてはいけないと。正確な鑑定評価が出ておれば、その区画を正確に受けとめてやるべきだと言っておるわけです。私もそれは理解できるんです。それが、1筆だけ鑑定評価を受けて、もう1筆鑑定評価を受けていないということになりますと、ここではマイナス要因として、奥行きが長過ぎるからマイナス5%ですよとっているわけですが、2筆になれば正方形に近くなるわけですよ。評価は当然、2筆一体のものとして評価をすれば違ってくるんじゃないですか、正確に言えば。そういう物の考え方をするから、間違いが起きるんだろうというふうに思うんです。これは、もし2筆一遍だということであれば、私どもは1筆だけだというふうに今まで思ってきたんですよ、あなた方の説明はどういうふうだったか知りませんが。2筆あるうちの1筆は今年度買って、来年度もう1筆残ったやつを買うんだと。それは予算上の問題もあるから、そうなのかなと思ってきたんですが、初めからそういう計画だったんですか。初めから2筆、今年度中に買うというのなら、なぜ2筆一体として鑑定評価を受けなかったんですか。これはまたいろんなトラブルや間違いのもとにな

ってきます。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） これにつきましては、買収しますと、租税特別措置法の適用を受けるために鑑定評価が必要になってくるということで、今回、代表の筆でとらせていただいた状況でございます。最初は、19年と20年に分けてということで計画をしておりましたが、1,663平米を19年度中、そしてまた20年度にて1,100平米をという計画をしておりましたが、ちょっと計画を変更いたしまして、両方一緒にこの鑑定価格をお願いをしていきたいということで、この間提示をさせていただいた状況でございます。御理解のほどお願いいたします。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） また不正確な鑑定に基づいて、そして契約をするというようなことを言っておられますし、いつの間にか1筆だけじゃなくて2筆とも買うというふうに、一度も説明の受けていないことがこの場で明らかになってまいりました。非常に遺憾なことであります。一貫した姿勢が、どんどんと色々な形で方向が転換するというのは、甚だ理解ができないことであります。この辺については正確にさせていただかないといけないと、今後のこともありますので、思います。是正すべきではないかというふうに御指摘をしておきます。

さて、この鑑定評価につきましては、このように言っております。過去の原状回復工事の成否及び再工事の必要性については別途詳細な専門調査が必要であり、本鑑定評価での判定は困難である。このように言っておりますけれども、これは間違いはないですか。

議長（宇野昌康君） 教育部参事。

教育部参事兼生涯学習課長（三輪恒久君） 間違いありません。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 今回、地下埋設物の可能性による市場の減退性があるからマイナス5%と査定をしているけれども、しかし、過去の原状回復工事等、再工事の必要性については別途詳細な専門調査が必要である、こう言っているんです。だから、鑑定士さんは、そうしたことについては、別途専門的な調査をやらなければそのことについての鑑定はできないと、困難であると、このように述べております。これについては、中学校の用地買収に見られるように、砂利採取跡地が重い建物などに耐えられないということで、地盤改良が必要だというような事例を見ても、これは専門家によって別途再調査をしなければ、そのことについての鑑定が困難であると言っているわけですから、それをやる必要があるんじゃないですか。そうじゃないと、正確な鑑定にならないんじゃないですか。

議長（宇野昌康君） 教育部参事。

教育部参事兼生涯学習課長（三輪恒久君） 砂利採取の跡地に構造物をつくる場合に、当然、そういう地盤沈下等の問題が発生してきます。ただし、今現在はグラウンド用地として、荷重がかかっているわけではありません。確かに、過去に砂利採取が行われたという事実はあるわけですが、構造物を建てる場合、例えば中学校用地のようなプールですね、そういう場合は地盤改良が必要になってくる。そうすると、地盤改良の必要はどのぐらいの金がかかってくるんだと。例えば、今までも議論がされていますように、5,600万ぐらいかかるというわけですが、上小口グラウンドにつきましては、そうした構造物を将来的にもそこに建てるという考え方はなくして、あくまでもグラウンドとして利用していく。それには荷重はかからない。既に借地をしまして十数年たっているわけですが、大きな沈みはありません。そうしたことから、中学校のプールの用地で構造物をつくる考え方とは若干違うのではないのか、そういうふうに考えます。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） この土地については、宅地見込み額としての評価をしているんです、宅地として。しかし、鑑定士は詳細な専門的な調査をしなければならないと言っているわけでしょう。とりあえずは5%マイナスだけでも、例えば大きな災害が起きた。避難所として住民がそこに集まる。そうした土地としては、あまり適切な場所ではないということになる。あるいは、大きな地震があった際に、避難所をつくりたいといっても、ここにつくるのは極めて危険だからできない。いろんな制約がある土地になるわけです。ですから、そういう制約を受けない、宅地としての十分なものにするためには、中学校の砂利採取跡地のように、これは地盤改良をしておかなければならないというふうに私はなる可能性が強いと思うんですよ。それは専門的な調査をやらなければ、そのことについてはわからないと鑑定士さんは言っているんですから、それは一度、専門的な調査を本来やるべきじゃないですか。そうしなければ、十分理解せよといってもこれはできないですね。どうでしょうか。

議長（宇野昌康君） 教育部参事。

教育部参事兼生涯学習課長（三輪恒久君） 調査をするというのは、ボーリングをして、掘削をされた底地までボーリングを打つと。そして、要はその土地の支持力を調べるということが本意だろうというふうには思います。さりとて、ここ十数年間、今のところ借地で何も手当てをせずに使ってきておるといのも現状であります。しかし、言われるとおり、そういう災害時の避難場所として利用するためには、不安があってはならないということは十分理解しておりますので、今後、一度予算の方を計上して、予算を認めていただけるということであるなら

ば、そういった形をとって、その土地の支持力を調べていくのは可能だというふうに思います。

(2 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 田中一成君。

2 番 (田中一成君) 私は、故意にこの用地の買収をおくらせる意図はさらさらありませんから、買収してもらって結構ですが、しかし、地主さんの方との契約をきちんとしておかなければならないと思うんです。その土地の評価、鑑定については、鑑定士さんはこのように言っておられるから、とりあえずは仮契約的に契約をして用地代をお支払いするけれども、専門的なきちんとして調査をさせていただいて、そして地盤改良等が必要ならやらせていただくと。そのことについては、それぞれなのか、地主が一方的なのかは知りませんが、地主さんにも応分の負担をしていただくというようなことをきちんとしてやらないと、これは公平・公正な取引にはならないというふうに思いますが、いかがですか。

議長 (宇野昌康君) 教育部参事。

教育部参事兼生涯学習課長 (三輪恒久君) おっしゃるとおりだと思います。さりとて、この上小口グラウンドだけにその問題を押しつけて、所有者に一部を負担させる。例えば、地盤改良の負担をさせるということになりますと、既にやってきた地盤改良の方は何だったということにもなりかねません。そういうことから、今回はそういう考え方は持たずに、あくまでも鑑定の単価で購入をしてまいりたいというふうに思います。

(2 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 田中一成君。

2 番 (田中一成君) だから、この砂利採取跡地については専門的な調査をしなければ、再工事が必要なのかどうなのか、そういうことがわからないから、そのことは除外して鑑定しますよ。それは専門的な調査をやってくださいという趣旨でしょう、鑑定評価は。その鑑定評価を尊重しなければならないんじゃないですか、十分に。今までそんなことやっていないから、この鑑定評価も無視してやらせてもらいますでは、これは筋が通らないですよ。せっかく専門の鑑定士さんに十分な調査をしていただいて、そしてこのような立派な鑑定評価をいただいたんですから、こういうものを無視するからダメなんですよ、今までも。砂利採取跡地だということで鑑定評価を受けたのが 3 万 4,300 円ですけども、中学校跡地は 1 割減していますから、ここで 1 割減させてもらいます。端数があるから、この端数も切り落とさせてもらいますと、初めは平米 3 万円の提案をあなた方はされたんです。そんなことをやるのがおかしいと、町長が気がついて、調べさせたら中学校の場合と違うと。中学校の鑑定評価は砂利採取跡地ではない、普通の土地の鑑定をやって、そして砂利採取跡地については鑑定をやっていなかったから、砂利採取跡地については 1 割減額をさせてもらったと。それを今度の上小

ログラウンドにも適用するのは適当ではない、正確ではないということから、あなた方は最初の提案を撤回されて修正をされてきたんです。ですから、物事は正確に専門家の御意見をいただいているんですから、そのことに従ってきちんとやらなければ、また過ちを犯す可能性があると思うんですが、町長どうでしょう。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 国体記念公園、上小ログラウンドでありますけれども、現在、グラウンドとして使用している。そこに地主さんの方から、ぜひ町で買い上げてほしいとことで相談があったということで、今回の鑑定評価に至った。この鑑定評価でありますけれども、それ以前に、これは砂利採取の用地であったということでもありますので、砂利採取に対しての調査が必要である。こんなことで担当課において調査をしてくれたんだと思います。砂利採取の跡地のボーリング調査の中では、外部から持ち込んだものが埋まっておる形跡はあるけれども、ダイオキシン類等、体に直接害を与えるようなものの数値は極めて低い。こんな形で問題はなからうと、こういう結果を得たわけであります。

一方、鑑定評価の中では、これからの利用に対して、表面以外の底地に対しては評価することができない。慎重な評価が必要であると、こういうことでもあります。現在、地目も、田から雑種地へ変わってきたわけであります。そうした中で評価も変わってくるのかなと、こういうことでもありますけれども、今現在は、建物を建てて有効利用しようという考えはなく、記念公園として今後も使い続けていこうということでもあります。したがって、これにつきましては、先ほど参事の方から申し上げましたように、現況の中では、この鑑定評価に従って売買しても構わない、こういう見解を今持っておるわけであります。

一方、形状等の面からも、この鑑定評価は行われておる。2筆に対しては形状も変わるので、個々にそれに対しての鑑定を受けるべきではないか。こういうことでもありますけれども、両面が道路についておる。あるいは片面しか道路についていない。しかし、これは逆に言えば、奥行きは今度は短くなってくる。鑑定評価が微妙に違うのかもしれないけれども、ほぼ同一の価値を持った物件であると、こういうことは私どもの中では感じておるわけであります。さらに具体的に調査をすべきという判断ではありますけれども、私どもは今それを必要な事項であると、こういうふうにはいささか考えにくいということでもありますし、この用地については先方も何か急いでおみえになるようなことも聞きますので、速やかに対応してまいりたい、こういうふうにご考えております。よろしくごお願い申し上げます。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 残念ながら、専門家の御意見を尊重するということでは、徹底されない

ようであります。極めて残念であります。地主さんが急いでいるようだということでもありますから、何らかの形で急いで買収するのはやぶさかではありませんけれども、しかし、鑑定士が指摘をしている再工事の必要性については、別途詳細な専門的な調査が必要であるという、この御意見に私は何らかの形で従ってやらなければ、また不正確さが起こるということを十分に指摘をしておきたいと思います。これでこれはやめますが、正確に事を運ぼうとしたら、こうしたものに正確に理解をして進めるのが正しい町政であると言わざるを得ません。残念ながら、そういうことを無視してまた突き進もうとすることについては、私は同意をすることができませんし、大いにこのことについては、これからも批判をしていかざるを得ないということを申し述べて、次に移ります。

地下水の保全だけに限定したものではなくて、広い意味での環境保全という立場で、この砂利採取事業を防止するという視点が必要ではないのかということ、今回、こういう事件等も含めて思うわけであります。建設課長等は何を持ってそう言いますかと言うものですから、最新の六法全書、議員に配付されたやつを読みますと、土地基本法、このことについての第2条については、土地についての公共の福祉の優先、こういうことがうたわれているんです。土地は、現在及び将来における国民のための限られた貴重な資源であること。国民の諸活動にとって不可欠な基盤であること。その利用が他の土地の利用と密接な関係を有するものであること。その価値が主として人口及び産業の動向、土地利用の動向、社会資本の整備状況、その他の社会的・経済的条件により変動するものであること等、公共の利害に関係する特性を有していることにかんがみ、土地については公共の福祉を優先させるものとする。土地は、自分名義のものであっても、つまり国民共有の貴重な財産であってということ、これを理念としているわけです。これは土地基本法にかかわる法律だけではなくて、国土利用計画法とか、国土形成計画法とか、いろんなものを読みますと、同じような趣旨のことがそれぞれ盛り込まれております。

この砂利採取をやりますと地盤が軟弱になるということで、今までくどくどと申し上げてまいりましたけれども、大規模地震などがありますと、まずこうした軟弱な地盤のところの被害が甚大なものになると。そして、大口町のように優秀な企業がいっぱい来ていただいて、その企業が繁栄していただいて、大口町の財政基盤も非常に豊かなものがある。それは、なかんずく精密機械やそうしたものを使って製造するに当たっても、地盤が非常にしっかりしていると。そういうことから、精密機械等の精度も非常に高いもとで操業ができるという背景があるんです。ですから、今までの砂利採取を、事業所に隣接したところでやるという計画があつて、そんなことでほこりをかぶったり、あるいは振動が大きくなったりして、うちの工場の精密機械の精度が落ちては困るということで、法的に争う姿勢を見せた事業所もあることでもあります。

そういうことからすれば、災害や大規模地震災害、あるいは工業、事業所のいわゆる産業基盤、そういうことからして、大口町内における砂利採取は弊害が余りにも大きいというふうに言わざるを得ないんですが、そういう視点で砂利採取を防止するという視点を、何らかの形で私はとっていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

地下水だけではなく、他の防止策ということで御質問いただいたというふうに解釈いたします。

平成12年6月の大口町地下水の水質保全に関する条例制定時、さらには平成16年12月の改正時に、規制をしていく上でネックとなったのは地方自治法の規定でございました。地方自治法の第14条には、義務を課し、または権利を制限する内容の条例に係る地方公共団体の条例制定権の範囲が規定されておりまして、制定しようとする条例が法令に違反しないことが条件になり、制定しようとする対象について、国の法令の規定が存在せず、国の法令上、全くの空白状態にあるものを規制する条例、また国の法令が規制している事項と同一の事項について、国の法令とは異なった目的で規制する条例、あるいは国の法令が規制している目的と同一の目的のもとに、国の法令が規制の対象外に置いている事項を規制する条例でございます。一方、条例が制定できない場合といたしましては、国全体にわたって画一的な制度によることが好ましいと思われるもの、私法秩序の形成に関するもの、また国の法令と同一の目的で同一の規制対象について、法令より厳しい規制基準を設けるものと定められております。

これを踏まえて、大学の教授、弁護士、さらには名古屋地方検察庁等の指導のもと、地下水の保全に着目いたしまして、水質汚濁防止法、農地の土壌の汚染防止に関する法律、砂利採取法、環境基本法、土壌汚染対策法、さらには県民の生活環境等の保全に関する条例等の関係について検証した上で、条例制定及び改正をいたしたものでございまして、これ以上の防止策については現法令上ではないものと考えておりますが、先日の御質問にもありましたように、砂利採取によって緩められ、置きかえられました地盤の液状化・流動化現象等の周辺に及ぼす影響については、各方面で研究はされておるかと思っておりますが、そういうものも参考にしながら研究してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） こちらで大規模な地震を体験された方は、戦争中末期に、こちらの方で東南海地震とかありましたので、そういうのを体験されておられる方は肌身に感じておられる

でしょうけれども、それ以降にお生まれの方は、あまり感じておられないと思うんですね。私は、大きな地震に何回も遭ったんですよ、実はね。新潟地震、自分で体験したんです。新潟地震のとき、秋田県において、木造の2階建てにおったんです。ちょうど昼どきでしたが、揺れてから、ひざをついて、手をついて、それ以上立ち上がることができないほどの揺れなんですよ。あのとき、秋田県でも死者は出ましたけどね。それから新潟地震のときには、あれは下流域ですので、土砂の、いわゆる土の部分が非常に深いんです。5メートルとか6メートルとか、湿地帯も多いこともありまして、4階建てのアパートが倒れました、見事にぽーんと。それから、新潟駅前にある何十階建てというビルがほとんど全部傾きました。それから、あそこに萬代橋って有名な橋がある信濃川、信濃川の河岸は全部埋立地です。それで、地震前と比べると、何メートルも土地がずっているんですよ。だから、大規模な地震というのは非常に恐ろしいんです。それから、中越地震、中越沖地震、それぞれ長岡に親戚がおったり、柏崎に知人がおったりしますけれども、もと田んぼだったところ、あるいは造成地、そういうところに建っている家は甚大な被害です。基礎からだめ。住めない。半壊。残ったのは、もともとあるかたい、昔から形成されている宅地に建っている家は、屋根がわらが落ちたり、壁にひびが入ったりしたけれども、何とかもっている。住み続けることはできる。こういうものですから、砂利採取跡地に家を建てようものなら、マグニチュード7とか8とかという地震がありますと確実に住めない家になりますし、甚大な被害を受けますし、人間の命が奪われるというようなことにつながるんです。

先ほども言いましたけれども、鑑定評価でも言っているように、それぞれ砂利採取が及ぼす大規模地震における影響等について、まず勉強していただきたい、専門家にお尋ねをするなりして。上小口の跡地については、専門家に調査を依頼するつもりはないというような御意向のようですけれども、ぜひ職員の皆さんは、これから先、いつこの地域に東海地震やそういうものがあるかわからないと言われている時期でありますので、そういうことについての造詣を深めていただいて、住民の安全と事業所の正常な操業ができるような地域形成、基盤整備、そうしたものをきちんと心に置いてやっていただかないといけないというふうに思いますので、そのことを強く要請して、次に移ります。

統合中学校の問題でございます。

追加工事に伴う一連の不手際についてとって通告をしておきましたけれども、今、町長は、こうした不手際が起きたのはどういう経過でこういうことになったのかということで調査をする必要があると言っておられて、副町長をトップにした調査委員会を設置されて調査が進められております。今まで何回調査委員会を開かれて、どのような調査をして、どのような経過が今日までに明らかになったのか。中途でありましようけれども、御報告がいただけたらと思い

ますが、いかがですか。

議長（宇野昌康君） 副町長。

副町長（社本一裕君） 田中議員から御質問いただきました調査委員会の関係でございますけれども、まず内容等につきましてでございますが、大口中学校の新築工事における第1工区及び第2工区合わせて2億1,190万円の追加工事及び変更工事につきましては、なぜこのような事態となったのかをこれまでの経緯を調査した上で、議会の皆様、あるいは町民の皆様に調査結果の報告、原因の明示、改善策の提示等をさせていただき、再びこのようなことが起こらないように対策を講じていきたいと考えております。

大口中学校新築工事は、二つの中学校を統合して、教科センター方式による新しい中学校の創設という、大口町の将来を担う子供たちの教育にとって極めて重要な事業の一環であり、多額の予算を投入する大規模な事業であります。このため、関係者が一丸となって事業の推進を図るとともに、中学校の統合とそれに伴う学校の新築という事業の目的と目標、そして過程につきましても、わかりやすくお伝えするよう心がけてきたものであります。

しかし、工事の実施段階において、このような状況になったことにつきましては、議会及び町民の皆様に多大な御迷惑と御心配をおかけする結果となり、極めて残念であると考えておりますが、これにつきまして、原因の調査等を現在進めているところであります。今、田中議員さんからは、今までに何回ということございましたけれども、現在までのところについては、3回ほど会議を開催しております。しばらく時間をいただきますよう、御理解と御協力をお願い申し上げます。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 3回やったそうではありますが、それぞれどんなことを調査しているんですか。どんなことが議題になって論議しているんですか。

議長（宇野昌康君） 副町長。

副町長（社本一裕君） 現在までのところは、第1回目につきましては、御承知のように、この経過につきましては建設特別委員会に御報告がされたということでございましたので、建設特別委員会のときに出された資料、あるいは会議録等をこちらの方にもいただきまして、そういったものをもとに検証し、皆様方から意見を聞き、3回目につきましては関係者のヒアリングといたしますが、そういう聞き取りをしておるといようなところの段階でございます。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 教育委員会には、あまり介入して物を申すべきではないという立場であ

ったと町長が申しておられましたけれども、この中学校建設という大事業をするに当たって、私が見る限りで、教育委員会にそれなりの人員配置がなされたなあというのは、技術職員2人が配置をされた。それ以外に特別の配置はなかったというふうに思うんですが、どのような人的な考慮をされてきたんですか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今、教育委員会への統合中学校の建設に伴います組織的に人員配置をという話ですけれども、今お話がありましたように、技術を担当できる職員を2名配置をしたということでございます。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 教育部長や教育課長は、通常の教育行政以外にこの統合中学校建設にかかわって、私どもは、夏ごろまでは用地の買収が非常に困難であると、本当にてこずっている。毎日のように地主さんのところに行ってはいろいろとやっているけど、これがおくれたらもう開校に間に合わないということの報告を受けて、何とか頑張ってもらいたい、開校に間に合わせてほしいということで見守って、激励もしてきたつもりなんですけれども、そのように中学校の、ただ単に建設だけではなくて、難しい井路敷なども含んだ用地買収、過去の経過も複雑であった。そういうところにてんてこ舞いをしていたというのは、町長部局の方もよく御承知だろうというふうに思うんですが、そういうことですので、普通の状況とは全然違う状況の中で、教育部長や課長も頑張っておってくれた。ところが、建築本体そのもののさまざまな経緯についてまで、よく目が行き渡らなかったということだろうというふうに思うんですが、先ほども同僚議員からこんな角度で御質問がありましたけれども、まだこれから工事は続いていくわけです。周辺整備の問題等々も含めて、4月1日の開校以降もさまざまな課題があるわけでありまして。引き続き、北小の北部中学校への移転等々、当面する、この豊かな財政に恵まれた状況の中で、米百俵の精神で、教育環境の整備には当局と議会が一体になって全力を挙げていこうと。一大事業を進めていこうというやさきでありますので、教育委員会の体制については補充をするなり、先ほど同僚議員からありましたように、町長部局と一体になったプロジェクトチームをつくるなりして、今後一切こういう手抜かりがないように万全を期すべきだというふうに思いますけれども、今どのようにお考えでしょうか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 先ほど調査委員会につきましての報告が副町長からあったわけですが、今言われますように、このような事態が今後二度とあってはいけません。そういう意味で、調査委員会において、細部にわたって調査、対策まで含めてござい

ますが、現在進めておるところでございます、そのあたりの結果等も踏まえまして、対応すべきものは対応していきたいというふうに思っております。

(2 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 田中一成君。

2 番 (田中一成君) 専決処分と補正予算で追加をされてきたことについて、その内容を若干私は指摘をしておきたいと思えます。

4 月 1 日の開校に間に合わせなければならないということで、専決処分も私どもは承認をしたわけでありませけれども、しかし、その中身については、その経緯を明らかにしていただかなければならないというものがいっぱい含まれております。それは調査委員会でそれぞれ調査がされていくだろうというふうに思えますけれども、調査委員会で調査をする参考にぜひしていただく意味でも申し述べておきますが、西館アスベストの除去追加工事 900 万円、あるいは渡り廊下のテラス手すり形状の変更 510 万円、バルコニールーバー部分手すり形状変更 1,000 万円、教科ラウンジ及び特別教室への手すり追加 390 万円、校章の取り付け工事の追加 170 万円、地盤改良工事の追加 5,611 万 2,000 円、それからプール棟浮き上がり対策 1,696 万 8,000 円、これらについては十分な事前調査や、あるいは十分な配慮に基づいた設計が行われておれば、こういう余分な補正や予算の追加をしなくて済んだのではないかというふうに思えますけれども、このことについてそれぞれの項目にわたる見解をお尋ねしておきます。

議長 (宇野昌康君) 教育部長。

教育部長 (鈴木宗幸君) 統合中学校建設に当たりましては、町当局や議会の皆様を初め学校の先生、そしてまた明日の学校づくり検討委員会の皆様方からいろんな御意見をいただく中で、実施設計までつくり上げてまいりました。と同時に、徐々にでき上がる校舎等の姿をごらんいただきながら進めてまいりましたが、このたびの補正につきましては、不本意であります、追加工事をお願いしたところでございます。

第 1 工区の建設に際しましては、黒川紀章建築都市設計事務所、清水建設株式会社、両中学校並びに学校教育課により、生徒たちへの安全対策や先生方の利用形態、各種の仕様等について、再度検討を重ねてまいりました。こうした過程の中で、建築基準法への対応や建築確認申請における変更設計の指示があったもの、黒川設計事務所における意匠の見直しによるもの、設計上不整合があったもの、さらには安全対策や仕様形態の変更等について、新たな提案が出てまいりました。これらの変更等に係る経費については、現在の契約金額の中で、建築部材等の品質を変えることなく、設計見直しをする中で対応していただけるものと考えておりました。しかし、黒川設計事務所が最終的に変更内容の調整をしたところ、追加費用が発生してくることがわかり、私どもとの認識にずれが生じており、追加補正が必要となってまいりました。

第2工区につきましても、第1工区と同様に打ち合わせを行いながら、プール、そして野球グラウンド、校庭の建設を進めてまいりました。設計の前段階でボーリング調査を行い、対応してまいりましたが、結果として、確認や調査不足があったことは否めず、また大量の地下水が発生する事態が生じ、水との格闘をする中で地盤改良を行い、緊急的な対応をする中で工事を継続し、その時々において、最善を尽くし進めてきたものであります。また、井路敷の問題につきましても、工事を着手するまでに解決することができなかつたことにより、工程を変更せざるを得ない事態になりました。こうした状況を御理解いただくために、9月26日には統合中学校建設特別委員会を開催していただき、状況説明をさせていただくとともに、その後、現場での視察をいただいているところでございます。

平成20年4月の開校に向けて鋭意進めてきておりますが、多額の追加予算が必要になる事態を招くことになり、大変申しわけなく思っているところでございます。本来であれば、変更の内容につきましても、町長及び議会の皆様に随時御報告をしながら意見をお聞きするとともに、町執行部との予算協議をする中で決裁を受け、施行すべきでありましたが、細かな部分で詰め切れずにこのような結果になり、深く反省をいたしております。今後は、教育委員会事務局内外との連携を密にし、報告、連絡、相談、決裁など、迅速・正確に行い、再発防止に万全を期す所存でございます。

いずれにいたしましても、平成20年4月の開校が間近に迫ってきている中で、町執行部、議会の皆様に多大な御心労をおかけしたことににつきまして、大変申しわけなく、おわびを申し上げます。教育委員会一丸となって、次世代を担う生徒たちのために、引き続き大口中学校の建設に向け努力してまいりますので、何とぞお力添えをいただきますようお願い申し上げます。以上です。

(2番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 第1工区、先ほど申しました項目を合わせますと約3,000万円、第2工区については合わせると7,300万円、約1億300万円ほどが、十分な事前調査や配慮のある設計を当初からやっておれば、こういう費用は使わずに済んだのではないかという疑問を払拭することができません。速やかに調査結果を議会に報告いただき、それに基づいたけじめをきちんとつけていただくべきだということを強く指摘をしておきたいというふうに思います。

ちなみに、さまざまな項目について、仕様を変えることなく相殺をすることができるものと思っていたけれども、黒川事務所との打ち合わせの過程の中で、そうはいかないというふうになってきたということでもありますけれども、黒川紀章設計事務所については、建築基準法上の問題等があるものについては御負担はいただかない、自分のところで負担するんだということ

で、約3,000万円ほどは黒川設計事務所が持たれるという報告が今まで聞いてまいりました。そういうものが発生をしたために、あとの項目については相殺をすることが困難になって、そして大口町の方に負担をしてもらいたいというふうに、黒川設計事務所の方が考え方が変わってきたために、こういう事態が拡大してきたのではないかというふうなこともちょっと頭に浮かぶわけですが、黒川事務所が建築基準法上の問題等で大口町の負担は願わないとした事件というのは、どういう内容でしたか。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 黒川事務所が相殺の中で指摘いただいたのは、一つ申し上げますと、ランチルームの排気口等がむき出しになっておりました。それを、監査委員事務局の方で工事監査をしていただいた先生の方から御指摘がございまして、それは中へおさめた方がいいだろうというお話がございまして、その後、週例等で減となり、今のような状態にして処理をいただいたというものでございます。それが一つの要因でございます。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） そういうことがあって、黒川事務所と打ち合わせする過程の中で、こうした仕様を変えることなく相殺できると思っていたものが、相殺できなくなってきたというふうにわかってきたのはいつごろなんですか。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 補正予算等だとか、今回の事業等の整備をする中で、10月の中ごろだったと思いますが、15日ほどに教育委員会の中で、これからのいろんな打ち合わせをさせていただいたときに御提示を受けたものでございます。以上です。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 10月に入ってからということですから、私どもが、地盤改良事業や地下水がいっぱい噴出してきて、パイプで郷浦幹線まで持っていっているとかということで、9月26日、9月議会の最終日に現場の視察等もさせていただき、中の工事の様様子も見学をさせていただきました。その時点では、まだこれほどのものではなかったという認識だったようですね。

私は、たしか9月26日だったと思いますが、校舎の工事現場の中も見させてもらいましたね、あのとき。私が気にかけていたのは、教室とか廊下、そういうところに当初の計画案は腰板がなかったんですね、石こうボードだということですね。味気ないんじゃないですかと言ったら、90センチの腰板をつけることにしましたとって設計変更していただきました。それ

でも少しは和らいでよかったなあと思っておったら、あのとき見学に行ったら、90センチどころか、こんな高くなっていましたね、木が。黒川事務所の職員の説明を、私、直接聞いたんですよ。ずうっと高くしましたよと。こんなの設計変更だとか、金額は余分に要りますとかという議会に説明がないけれども、黒川事務所の裁量で90センチの腰板が2メートル10にもなったんだなあ。幸いなことだなあと思っていたら、実はそういうのが請求されるんですね。9月26日に私びっくりしたんですよ。その時点で黒川事務所は、そういうものは大口町さんの負担ですよというようなことは、私、黒川事務所のそのときの説明からも聞いていなかったんです。黒川事務所の裁量でそういうのができるというふうに思っていたんですが、いずれにしても、町長のブログを見ますと、10月30日にいきなり教育委員会の方から膨大な5億円余に上る追加予算が必要だというようなことが自分のところに回ってきてびっくりしたと。よく精査するよというふうにして、私は10月30日に初めてこういうことを知ったというふうなブログがたしかあったと思うんですけども、少なくとも町長はもっと早く、9月26日ではないんですね、もっと早くといっても。私、9月26日時点では、教育部長はもう知っておると思ったんですが、そういうことも知っていなかったと。10月の半ばだということですから、教育部長もそういうことが連絡が来ていなくて、10月の半ばにまとめてやっとわかって、慌てて町長のところに持っていったということで、全体像が町長のもとに行ったのは10月30日。しかし、一部、地盤改良やそういうものが必要で、もうやっているよということを察知したのは、私ども議会が9月26日ですから、それより何日間か多分早いんでしょうが、そういうことで、この間に事態が急進展しておったわけですね。非常に急展開している。

こういう大変厳しい状況もよくわかってまいりましたけれども、いずれにしる黒川設計事務所の責任も含めて、適切な設計がしてあれば、あるいは安全等にもっと配慮がある設計が当初からされておれば、あるいは当然、最初から設計の中に入れておくべきだった校章の取りつけ工事とか、そういうものを含めると、1億円余りが無駄な出費だったのではないかなあというふうに私の目で見ると。このことについては特別委員会で、例えば設計監理業者である黒川設計事務所については、わび状なりとるべきだという強い意見もありましたけれども、特別委員長は、町長部局を含めた当局と業者についてはそれぞれ委員長裁定で、少なくともてんまつ書は提出してくださいよということでありました。調査結果いかんだというふうに思うんですけども、調査結果が出なければ、そのてんまつ書も出ないんでしょうか。

議長（宇野昌康君） 副町長。

副町長（社本一裕君） 先ほど冒頭にも申し上げましたように、まだ調査も始めた段階でございます。今、田中議員からお話がございました、特別調査委員会でお話ということにつきましても、当時、私の方からお話を申し上げまして、きょうこういった形の会議でそういったお

話があったということについてはお話を承ったということで、何とか今の段階では、まだ何もわからないというような状況でございますので、御理解がいただきたいというふうに申し上げました。私ども、まだ今、調査委員会を始めたところでございますので、今お話がありましたように、大変御迷惑かけておるといことはよく承知はしておりますけれども、これにつきましても、さらに実態の解明、あるいは原因の究明、再発防止、そういったことにつきましても、この中できちんと講じながら、ぜひとも職員がこういったことについても、これからは決してないようにという形の中で、ぜひとも早く皆様方にこういったことを御報告し、また信頼回復を図れるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、そのことについてはそういう考え方であるという段階でございますので、よろしく願いいたします。

(2 番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) こういうものは、あまり長引いて時期を失しては、これは住民の皆さんに対する説明責任も、議会に対する説明責任も、非常に時期を失しては私はいけないというふうに思います。

一方で、中学校の開校に間に合わせなければいけませんので、フル稼働で教育委員会は動いてもらわなきゃいかんと。こういう事情もありますから大変だろうと思うんですけども、そうした教育委員会の人事体制に一定の配慮もしながら、調査結果については、なるべく速やかに報告をいただかなければならないというふうに思いますが、少なくともこの年明けぐらいまでには報告がいただけるでしょうか。いつごろをめどにしておりますか。

議長(宇野昌康君) 副町長。

副町長(社本一裕君) 先ほど答弁いたしました調査委員会につきましても、御承知のように、調査委員会のメンバー自体も各部署の部長でございます。そういったこともございまして、時間外、あるいはヒアリング等につきましても、できるだけ土日とか、そういった形の中で進めておりますけれども、御承知のように、事業につきましても、各所管につきましても大変仕事を抱えておるといような状況でございますけれども、今御指摘がありましたように、年明けには出していきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(2 番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 年明けには調査委員会の結果報告を議会の方にいただける。そういう回答でありましたから、少なくともその時期をきちんと守って、調査委員会の結果を報告いただきたい。その時点で、私ども議員もいろいろな角度から、その調査報告を受けて、検討すべきことは検討していかなければならないんだらうなというふうに思っております。

次に、この統合中学校建設に当たっての野球グラウンドの問題であります。

現在は芝生なんです、この芝生を取り払って土のグラウンドにしてしまうと。ああいう設計だったとは私全然思っていなかったですね。大事なことを特別委員会にもきちんと報告をいただかなかつたなあ、残念だなあというふうに思うんですが、私は中学校建設に当たって、前の環境建設部長、山田さんにたしかお尋ねしたんですが、環境問題にもっと配慮した中学校建設にならなかったのかと。太陽光発電などの問題も含めながらお尋ねしたら、今回は間に合いませんでしたが、今後の公共施設建設等に当たっては、そういうことについて十分配慮していきたいと、こういう御答弁をいただいた記憶がございます。太陽光発電だけでなく、環境問題への配慮というのは、緑化も大切な要素であります。今、大都市部においては屋上庭園、屋上の緑化等にも力を入れて、ヒートアイランド現象等を防止すると。地球温暖化現象の中で、あらゆる知恵を尽くして環境を守っていこうと。こういうことが今、急務になっているわけがありますけれども、とりわけ学校でありますと、熱中症で倒れると。教師の監督不行き届きだったから、生徒が熱中症にかかって命を落としてしまったというような事例もあるわけがあります。激しい運動をしていく中学生を思いますと、極力緑の豊かなところで、土じゃなくて、芝生の上で運動してもらえば、私はそうしたものも防げるし、あるいは学校周辺に対する砂ぼこりやそうしたものも防げる。緑は見るだけでも気持ちがいいですね。

黒川紀章さんのこのプロポーザル方式における中学校建設の思いを講演でお聞きした際には、当初の計画から大分ずれてまいりましたけれども、いわゆる緑のプロムナードといいますが、桜の木とか、木々の間を町民の人も散策できるような、そういう緑いっぱい、木がいっぱいのそういう校庭をつくりたいんだと。それが私の一番のイメージだというようなのを聞いて、ああ、それはいいなあというふうに思ったんですが、今の中学校の建設は、大分そういう思いとはかけ離れてきた面があって、緑というのはどうなのかなあというふうに思いますと、緑が不足しているなあ。もっと緑があればよかったなあという思いがするわけですが、そういうふうに思うにつけても、野球グラウンドを、できれば校庭も、全部とは言いませんけれども、校庭も芝生ができるところは芝生にするのが最もベターですね。

先日、NHKの夕方のテレビで、東京のある小学校の校庭を芝生で緑化しました。いろんな工法が工夫をされて、土をはがさなくても、かなり簡単に、二千数百万円で校庭の一部を芝生で緑化することができたといって、NHKの放送も評価をしながら放送しておりました。そういうのを見るにつけても、今まで芝生だったものを土にかえるなんていうことは、環境の姿勢からいっても、生徒の体育や運動する環境の悪化ということにもつながって、非常に後ろ向きな、後退的なことが新中学校建設に当たって現出をしていくということは極めて残念なことです。これはぜひ芝生を設計の中に盛り込んで、早急に緑化をしていただく方向に再検討してい

ただきたいなあというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 自然の緑による四季の変化は、子供たちの学習や豊かな人間性を養うとともに、かけがいのない命に対する優しさをはぐくむことができます。大口中学校では、フラワーロードや敷地内への花の植えつけ等、緑化運動が活発に展開されています。しかし、このたびの建設事業により、過去の卒業生や地域の方々のそれぞれの思い出がある樹木を、心痛む思いで一部を伐採しており、開校にあわせて新たな植栽を計画しているところでございます。こうした中、グラウンドにつきましても、環境対策への配慮や緑化推進を図るべく、外野部分への芝生化の要望が出されておりますが、改めて検討してまいりたいと考えております。

統合中学校の建設に当たりましては、数多くの皆様方から御意見をいただきながら進めてきており、この件につきましても、明日の学校づくり検討委員会では、今、協議をさせていただいておる状況でございまして、並びに教育委員会の皆様方から御意見をお伺いするとともに、町御当局並びに議会の皆様方の御理解をいただくことができれば、設計の見直し、そしてまた再度お願いをしてまいりたいと考えております。

来年5月には、愛知県主催の植樹祭も計画されており、住民への緑化の啓発など、地域が一体となった緑化事業を実施することで、地域コミュニティーの形成にもつなげていきたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 教育部長から前向きな御答弁をいただきました。財政を握っている町長部局の方もぜひ御理解をいただいて、この野球グラウンドの芝生、緑化、このことについて積極的に御検討していただくようお願いいたします。

私も議員も、ずうっと以前はまだ社会情勢が許しまして、酒井町長とも一緒にあの野球グラウンドで野球をやった覚えがあります。芝生は気持ちがいいですね。ごろんごろんと体を芝生の上で転がしながら運動もできますし、今も大口町の役場の向かいにありますアピタの桜の木が植えられている付近には、小さな芝生の部分があります。よく見ておりますと、小さな子供さんがお母さんに連れられてアピタに来て、その芝生の上で、この前もごろごろと転がったり、転回をしたりして遊んでおりました。芝生というのは、子供にとっても非常に魅力のあるところなんだなあ。その反対側の大口町の駐車場は、せめて芝生や緑化がもっとあればいいなと思って見ていたんですが、そこまでは申しませんが、ぜひ野球グラウンドの芝生による緑化、このことについてはよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、道路整備についてであります。

同僚議員からも、大口町の産業基盤整備や住民の皆さんの交通安全の確保、そういう視点からの道路整備を積極的にやってほしいと、こういう御意見がいっぱい出てまいりました。そういう意味で、当局からも、国道41号線、155号線、あるいは県道などについて、積極的にこれから県等にも働きかけながら進めていきたいという御答弁もあったところであります。ぜひ力を入れていただきたいというふうに思うんですが、ちなみに道路網整備計画が大口町にもありますけれども、この進捗状況というのはいかように把握しておられるのか、まず御説明がいただきたいと思います。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 進捗状況と今後の計画について、お答えさせていただきます。

道路網整備計画に将来の広域交通体系及び自動車交通需要から、県主体、町主体となって優先的に整備が必要とした都市計画道路は、江南大口線、二つ目が愛岐南北線、小口線、斎藤羽黒線及び大口桃花台線の主要道路5路線があります。このうち、現在、重点的に推しはかっているのは3路線でございます。町主体都市計画道路といたしましては小口線であり、県道の北500メートルは既に完成し、それより南の大口桃花台線までの約900メートルを計画的に進めてまいります。また、県が主体となっている都市計画道路の愛岐南北線は、用地買収が約70%進んでおり、残り30%を21年度までに完了し、22年度の五条川の橋の完成までには全線約800メートルの開通を目標に、整備促進を県に要望してまいりたいというふうに思っております。さらに江南大口線については、日吉鑄工からヤマザキマザック前にかけての約800メートルの買収及び拡幅を早急の目標として、県と協力して取り組んでいるところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 県道や都市計画道路は、当然、進めてもらわなきゃいかんわけですが、私も、ちなみに斎藤羽黒線は私の近所ですので、いつも見ているわけですが、私が昭和54年に議員になった直後から、斎藤羽黒線の安全対策は極めて不足していると、危ないということを指摘して、都市計画道路であると、両側については1.5メートルずつのさらに拡幅計画があるということをお聞きして、早急に歩道の整備もしていただかなければならないということをお願いしたら、当時の大竹町長は、斎藤羽黒線については、皆さんに難儀をかけて用地買収をして広げたばかりで、また1.5メートル下がってくれというのは今言いくいと。もう少し時期を待ってくれと言われて、今日まで30年近くが経過してきたんです。

先日は、残念ながら、県営住宅にお住まいの75歳の男性が、バローの向かいのお医者さんに行く途中で、斎藤羽黒線は自転車で行くと危ないということで、バローの駐車場の中を通過して、

そして県道を渡ってお医者さんに行こうとして道路ではねられて、11トントラック、35歳の女性が運転しているんですね。愛知陸運という運送会社の下請の運転手さん。本当にひいた方も気の毒で、ひかれた方も気の毒で、切ない状況ですね。これは、そもそも斎藤羽黒線に歩道もきちんとしたものがない。自転車が通るにも、極めて危険な状況だということにおける一つの犠牲者だったとも言えるんですね。

私がさつきヶ丘に住んだのは、議員になった直前でありますから、昭和53年かそこら辺ですけども、その当時、既に家を建設されていた斎藤羽黒線沿いの方は、将来、拡幅の計画があるから、役場から1.5メートル家を後退して建てなさいという指導を受けて、田中さん、このように後退して待っておるんですと、こう言っておられました。そういう状況の中で、斎藤羽黒線については両側1.5メートル拡幅する計画があるんだから、例えば県営住宅の建てかえの際には、きちんと私、議会で要請をしまして、県営住宅の建てかえ部分については1.5メートル後退をして、その計画に基づいた歩道を設置してほしいということで県の方に働きかけていただいて、あの道路が県営住宅の面については拡幅がされました。当然、余野の区画整理組合の事業でも、区画整理地域内については、その1.5メートル分については道路を確保してあるんです。

そういう状況の中で、最近の町行政は、そうした指導が行き届いていないために、最近、何軒か県道に1.5メートル後退もせず、ぎりぎりいっぱい建てられる方が出てきたんですね。これは斎藤羽黒線だけでないようでありますけれども、そういう面においては、せっかく道路整備計画をつくって都市計画決定をしているそうした道路については、その計画どおり進めると、少なくとも。そういうことを強調しておきながら、そうしたことについて住民の理解が得られない状況が現に出てきている。そうしますと、これをいざ拡幅しようとすると、住居を移転していただかなければならないというようなことで、多大な費用がかかるということで、県の方は県道ですから二の足を踏んでくると。なおさら道路の安全性が確保されないと。悪循環になっているんですが、法的には建築物は建って当然なんですけれども、そうしたところの理解を得る作業が極めて希薄になっていて、そうした都市計画道路を完成させていくということが障害が多くなっているというのは極めて残念ですけれども、そういう点についてはいかようにとらえておられますか。また、今後はどうしていくつもりですか。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 都市計画法の53条の関係かと思います。最近、そういう指導、御協力については大分後退しておるのではないかなというようなことでございますが、確認申請そのものが、御存じのように、今まで公共団体一本が窓口でございましたんですけど、民間での受け付けもあるというようなことで、指導の徹底が、俗に言う誓約書でございまして、その

辺のところの問題点も生じておるやに思います。その辺のところはよく検討して、クリアしていかないけないというふうには思っております。

あと、推進がなかなか進まない中で、住民の方々の意識が停滞する、後退するというようなふうにも見受けられるかもしれませんので、その辺のところについてもいろいろ陳情する中で、より推進できるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

(2 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 田中一成君。

2 番 (田中一成君) 次に移りますが、交通死亡者が連続発生しているわけですね。行政課なり総務部の方では、どういう状況の中でこういう死亡事故が起きているのかということについては、概略つかんでおられると思っておりますので、最近の死亡事故の状況等について、若干の御説明をいただけますか。

議長 (宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 私の知る範囲では、江南署管内で現在 8 件、8 名の方が亡くなっておられるということで、これは昨年に比べまして、2 名増ということでございます。そのうち本町内では 4 名の方が事故で亡くなっておりまして、そのうち 3 名の方が高齢者というような状況であります。

(2 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 田中一成君。

2 番 (田中一成君) 高齢者が多いということですが、交通安全上の対策が十分じゃなくて、こういう死亡事故が発生したというふうに思われる事例はありますか。

議長 (宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 申しわけございませんが、個別のケースについては、ちょっと承知をしていない部分がありますけれども、特に話を聞いておる中で、交通安全施設の整備が十分でなかったというようなことで、当該死亡事故が起きたというような話は伺ってはいません。

(2 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 田中一成君。

2 番 (田中一成君) 交通死亡事故が起きたような箇所については、「死亡事故発生地点」というような啓発看板ですね、少なくともそういうものをきちんと運転している皆さんにもわかるように速やかに掲示するとかいうことをしないと、信号のある交差点でも、青だと思えば減速することなく大型のトラック等も突き進んでいるという状況があります。交差点内はよく安全に注意しながらスピードを緩めなければならないわけでありましてけれども、先日起きたパロ

一前での事故についても、お孫さんが運転手や会社の人に抗議しておりました。きちんと前方を注意していただければ急ブレーキ等も踏むことができたのに、そういうこともしていなかったんじゃないかといって抗議しておられました。抗議された側は、一言も弁解をしておりませんでした。そういうことで、交通死亡事故は高齢者の方が横断歩道でないようなところも、他に道路を正確に回ってくると危険だからということで、スーパーの敷地内を通過して、横断歩道でないところを横断するというようなことも大変危険なことではありますけれども、要は、運転手の皆さんにも十分に気をつけていただけるようなそういう啓発、それが一つは大事だということに思います。いかがでしょうか。

もう一つは、交通災害共済保険、高齢者の皆さんと児童・生徒に対する補助を打ち切りました。この前、バロー前で亡くなった方の家族の方に、交通共済に入っていますかと言ったら、入っているつもりですと、入っていますと言うものですから、私、急いで調べてもらったら、入っていなかった。実は去年は入っていたけれども、ことしは入らなかったというようなことが起きているんじゃないかなあというふうに思うんですね。100万ですか、150万、75歳のお父さんが亡くなって、残された奥さんが一人で暮らしていかなければならない。そういう状況の中で、もし町の方が入っていただければ、そういうのを続けておっていただければ、少しは老後、残された奥さんも安心して過ごす一つの糧になったのではないかなあということで残念に思うわけでありまして、そうしたことで言えば、要するに保険というのは保険でありまして、保険に入っていると事故に遭わないと。私もそんなふうに思うんですね。そういう意味では、この交通共済について、やはり高齢者の皆さんには加入を促進する。でき得れば、助成も復活していただければ加入を促進するというようなことが、高齢者の皆さんの交通安全の意識啓発にも私はつながるんじゃないかなあというふうに思うんですが、そのことも含めて御所見を伺っておきたいとします。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 町内で現在までに起きております4件の死亡事故に関してですが、そのうち3件につきましては、おおむね事故の現場、あるいは事故の状況等がわかっておりますのでお話をしますと、まず1件は自損事故であります。これは歴史民俗資料館のブロックにぶつかって亡くなったというもの。そして、竹田のヤマザキマザックのところの信号交差点で深夜に起きた事故。そして、先ほどからお話がありますVタウンの11月26日の事故でございます。この件を見ましてもですけれども、要するに被害者ではなくて加害者、自損事故は別でございますが、加害者の方が必ずしも町内の方だという状況ではございません。そういう中で、11月26日に上小口で4件目の死亡事故が発生した折に、江南署ともども緊急アピールを行いまして、町のホームページ、さらには区長さんをお願いをしまして、各行政区の

掲示板、そして広報無線での交通安全の呼びかけ等を行っております。

それと交通災害共済の状況でございますが、18年度中は、町負担で14歳以下、さらには70歳以上の方をお願いをしまして、19年度からは本人負担という形で、交通災害共済につきましては生活課の方で引き続き進めておるといような状況でございます。

(2 番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 高齢者の皆さんは、共済に入っているつもりが、実は払っていなかったということで、そんな気の毒な状況もあるわけでありませう。集中改革プランで三千数百万円節約ができたという報告がありましたけれども、先ほどの中学校の問題ではありませんけれども、油断をしていると、すぐに1億円ぐらいのぼかはいってしまうと。集中改革プランの成果と中学校のぼかとを差し引きすれば、ぼかの方が大きいと。住民の皆さんに小さなサービスを次から次へと削って大ぼかをあけているような町政では、これは住民の皆さんの理解が得られないというふうに思います。

県道や国道についての県などについての働きかけは、さらに積極的にやっていただきたいと思っておりますし、そして都市計画決定をしてあるような道路について建築をしたいという場合には、そうしたことについての御理解が得られるような、以前のような積極的な説明責任を果たして、そして本当の意味で、役場がそうした大きな規格道路については、やる気があるんだなというようなアピールを町民の皆さんに発していくべきだということを目指すると同時に、道路整備計画は新しい議員の皆さんは見たことがないと思うんです。私は、道路整備計画だけではなくて、緑のマスタープラン、いわゆる都市計画のプランがあります。そうしたのも大口町の道路や緑化、そうしたものについての大口町の基盤整備をどうするのかという重要な計画であります。そういうものが棚ざらしになっていたり、ほこりをかぶっていたり、議員が知らないというんでは、まともな基盤整備はできていかないというふうに思います。そうしたものを十分に尊重していただくと同時に、そうしたものについて、まだ新人議員の皆さんにそういうものが行き渡っていないのであるとすれば、当局の方から、こういう計画で当局は努力しておりますということで、現物がなければそのコピーでも結構です。そうしたものをぜひ配付していただきたい。そして、議会と当局はそうしたものをともに相協力して推進していけるような環境をつくっていただくことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長(宇野昌康君) 会議の途中ですが、3時10分まで休憩とします。

(午後 2時57分)

議長(宇野昌康君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 3時10分)

岡 孝 夫 君

議長(宇野昌康君) 岡孝夫君。

4番(岡 孝夫君) 4番議席、岡孝夫でございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従い、プラン・ドゥー・チェック・アクション、すなわちP D C Aに関する質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

さきの定例会でも、P D C A関連で、行政評価並びにI S O 9 0 0 1の認証取得に関する質問をさせていただきましたが、この考え方は、すべての部署のすべての業務に共通する極めて基本的かつ重要なことであると認識をしておりますので、重複する部分があるかもしれませんが、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、本町が公表し、現在取り組んでいただいております集中改革プラン、サブタイトルとして「事業・サービス価値の本質検証」、この文書において、平成18年に行政評価システム(P D C Aサイクル)の構築と連動を行うとあります。これは、平成17年度から平成21年度の計画となっております。もう一つとして、第6次大口町総合計画、これは平成18年度から平成27年度の10年間の計画となっております。この総合計画の中の改革の実現に向けてというページの表記を読み上げますと、「意識改革」「組織改革」「財政改革」の三つの改革方針は、相互に連動してこそ有効に機能するものと言えます。着実に改革成果を出していくためにも、行政評価を軸とした新しい行政経営の仕組みを率先して進め、政策(目標)実現とともに、成果を重視した効率的な行政への転換を図ります。そのためには、P D C Aのマネジメントサイクルが重要になります。これから取り組む各施策・事業は、次に示すP D C Aのマネジメントサイクルに沿って実践する積み重ねの中で、政策実現とともに成果を重視した効率的な行政を目指しますとあります。これは平成18年3月に発行されたものでございます。こちらに載っております。

このように、既に公表されている文書等で「P D C A」という言葉を目にしますし、9月の定例会で私が質問したI S O 9 0 0 1の認証取得の提案に対し、町長からは、現在、経営的な発想により、行政をP D C Aマネジメントサイクルで推進するための仕組みづくりに取り組んでおりますとの答弁もありましたが、どうもこういった物の考え方が職員の方々に普及・定着していないのではとの疑問を持っておりまして、今回の一般質問でお尋ねするものでございます。

私がこのことを深く感じたのは、10月15日の総務文教並びに同月25日の全協での報告でした。このとき集中改革プランの中間報告が行われましたが、資料の 事務・事業の再編・統合・廃

止等から のその他まで、課名及び取扱業務別に、全課で78だったと思いますが、改善に取り組まれていることの表記があり、改善への努力には敬意を表するものでございます。ただ、これらの取り組みのまとめを見たとき、あれっと思うことがございました。この中間報告は既に町のホームページで公開されていますので、既に住民の皆様もごらんになった方も見えると思っております。

一例を申し上げますと、事務分掌の見直しに取り組んだ事例がございました。読み上げます。取扱業務名は、事務分掌の見直しとなっております。取り組み内容及び実施年度は、事務分掌と業務との整合性を図るよう見直しを行う。18年度実施と書いてあります。計画の欄には、取り組み内容と同じと書いてあります。実施につきましては、グループ制の決裁制度を課内で共有し、簡易な文書はグループリーダーどまりにして、決裁の簡素化と迅速化を図った。部内会議は、課長、課長補佐のいずれかと担当者。決裁説明などは部長もしくは課長と、可能な限り少数で行うよう役割分で切れています。多分、分担したとかいうことだと思います。各種資料はその利用価値を考え、再編・廃止・統合の判断を行い、資料の減量化を図った。財務省規則など、事務処理の基本的なルール確認を行って、後年度以降の諸課題の発生を防ぐ努力をした。所管する施設の条例及び規則を公平と受益負担の観点から見直しを行った。もう一つ、最後にあります。施設の部屋のあちこちが倉庫と化していたが、徐々に片づけを行い、現在、1部屋が打合室（休養室）として確保でき、プール2階ロビーにあった打ち合わせスペースを一般開放した。これが実施内容となっております。評価といたしましては、職員が組織をイメージでき始めており、日常的な会話の中に、その先の施設検討話題が多くなっていることは、組織としてのまとまりができていると考えられる。また、継続的な片づけにより空間が確保でき、事務室も明るくなってきている。財政効果なんです、職員人件費100万円（職員0.3人分）。

これを見させていただいたときに、これはもともと集中改革プランということで、サブタイトルが「事業・サービス価値の本質検証」ということになっています。この内容としては、事務分掌と業務との整合性を図るよう見直しを行う。これに対してやったことと、あるいは評価、これが何か全然私はつじつまが合っていないなという気がします。財政効果におきまして、前もって何も説明もなく、ただ100万円人件費が浮きました。職員0.3人分。こういったことで、なかなか私は納得はできません。

このほかにも、私にとって首をかしげたくなる事例が多々ありましたが、時間の制約上、やめておきます。

どうも総合計画の策定に携われた方々とそうでない方々との間に、かなりギャップがあるように私は感じております。

ここ大口町には、工作機械メーカーや自動車部品メーカーなど、その品質が認められて、日

本はもとより世界各国でビジネスを展開しているところがありますが、このようなメーカーさんにお勤めの方がこの中間報告を見てどう思うのか、私は非常に興味があります。そもそもP D C Aという考え方は、Q C、すなわち品質管理における管理の基本的な考え方の一つであって、ほかにもファクトコントロール、これは「多分」だとか、「はずだ」とか、あるいは「だと思ふ」といった物事を推測ではなく、きちんと事実に基づいてデータで考えよ、データで物を言えという考え方です。そしてプロセスコントロール、これは結果のみを追うのではなく、よい結果が出る仕事のやり方に着目し、これを管理し、仕組みを構築することを重視するという考え方です。その他にも、品質第一、消費者志向、重点志向、再発防止、未然防止、標準化という考え方もございます。また、問題を解決する、あるいは課題を達成するための手順のセオリーとしてQ Cストーリーや手法があり、手法の中には特性要因図やパレート図といったものがございます。

これらをまとめますと、一つ目として、問題の解決に導くために必要な物の見方、考え方があります。二つ目として、問題の解き方、課題達成のための手順がステップ別にパターン化されております。そして三つ目として、問題を解きほぐすための科学的な手法がございます。すなわちP D C Aとは、Q Cの中の最も基本的な考え方の一つであって、今申し上げました他の関連する考え方や手順、及びその手法も身につけないと、ただP D C A、P D C Aと言っているだけでは、仕事の質は高まっていきにくい。さらに言えば、うまく改善が進んでいかないと私は思っております。

また、10月25日の全協で企画財政課長から、試行的にP D C Aサイクルによる検証を実施したわけですが、まだまだ各課または職員の取り組み姿勢にばらつきがありますので、今後は全課、全庁の取り組みとして、さらに進展するよう努力していくとの報告がございました。さきにも申し上げましたが、本町が文書等において、P D C Aで改革を進めていくと言っておきながら、今になって試行的、検証、今後は全課、全庁の取り組みとしてと言われましても、既に一、二年経過している段階においてこのような中間報告では、言われていることとやられていることの整合性がとれていないとしか私には思えませんでした。このような考え方、手順、手法は、習った翌日からすぐ使えるわけではなく、小さなことからO J Tで実践を繰り返し、失敗事例、成功事例を積み重ね、そしてやっと大きなプロジェクトにも応用していけるようになってくるものではないでしょうか。

全協の場でも、ここでP D C AのCをきちんとチェックし、なぜこういうことになったか、今後は是正していくためにはどういうアクションをとったらいいのかよく考えてほしい。P D C Aを形式的な理解で進めてしまうと、住民の皆様の不幸はもちろんのこと、職員の方々もやらされ仕事になってしまい、お互いに不幸ではの旨、要望させていただきました。私は職員の方

に、ぜひともP D C Aをコアとした一連のQ C的な考え方、手順、手法を身につけていただき、住民の皆様の満足度向上につながる改善を進めていってほしいと願っております。そのためには、まず現状を把握しなければなりません。

それでは質問させていただきます。

職員の方々に対し、こういったP D C Aという考え方を普及・定着させるために、何か特別に教育・研修といったことをされたでしょうか、お聞かせください。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 第6次総合計画では、地方分権の新しい時代の大口町の将来像を実現するため、「意識」「組織」「財政」という三つの改革方針を掲げています。これら三つの改革を具現化するため、P D C Aマネジメントサイクルを可視化して管理し、組織を目的の実現へと持続的に動かす行政評価の仕組みとして、民間経営で導入されておりますS T R A C戦略会計という手法を応用し、経営管理システムを構築いたしました。

こうした経営管理システムの構築に先立ち、昨年度は、会社設立、設備投資、人の採用、商品の仕入れ、販売、決算書の作成といった経営の実際を模擬体験しながら、総合的な物の見方や発想のできる能力を養う目的で、行政経営プロジェクト職員に対し、マネジメント・ゲーム研修を、また、個人と組織の目標を明確に設定し、それを達成する能力を養う目的で、主査級職員を対象に、目標による管理研修を実施いたしました。また、今年度は職務としての目標を達成するために、職員に適切な助言や指導ができるよう部課長級職員を対象に、面談の手法を習得する研修を実施いたしました。

S T R A C戦略会計という手法を応用した経営管理システムでは、「科学経営」「戦略経営」「全員経営」という三つを実践していくわけですが、このうち全員経営は、すべての職員が住民へのよりよいサービスの提供という同じ方向に向かうという共通認識を持ち、絶えずみずからの仕事に対し目標を持ち、改善を重ねていくべきものであります。今後は、職員の一人ひとりの職務において、P D C Aサイクルを用いる機会をつくり、職員の育成、意識改革の手法の一つとして普及・定着を図り、組織目標の達成にもつなげていきたいというふうに考えております。

（4番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 岡孝夫君。

4番（岡 孝夫君） S T R A Cについて、一応教育されたということで理解をしたんですが、これは職員研修規程に当該するものでしょうか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 職員研修規定というんですか、職員研修につきまし

ては、毎年、年度当初にですが、当該年度の職員の研修について、所管課であります行政課で研修計画をつくりまして実施をするわけですが、主に本町において実施をしております職員研修は、それぞれ採用された年からの経年的な研修、あるいは職階による研修、さらにはそれぞれ専門的な研修等を行っております、今お話のありました、特にこのSTRACについて、さらにはマネジメント・ゲームの研修につきましてもですけれども、これはむしろ総合計画、さらには集中改革プランとの関係で、従来の研修の中に組み込んで実施をした研修であります。

(4 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 岡孝夫君。

4 番 (岡 孝夫君) STRAC、そしてマネジメント・ゲームについて研修されたということです。

研修成果の評価については、どういうふうにされておりますでしょうか。

議長 (宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) マネジメント・ゲームの研修でございますが、これにつきましては専門の講師の方 2 名ですけれども、派遣をいただきまして、その中でマネジメント・ゲームをゲーム形式で行った研修でございますが、その中でそれぞれ職員が思い、あるいは築き上げたことにつきましては、それぞれ復命という形で研修担当に提出をいたしました。

(4 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 岡孝夫君。

4 番 (岡 孝夫君) 一応研修されたということです。

今回の各課の取り組み内容のばらつきが私はあると思っております。このばらつきを受け、今後、どのように対策をしていこうとしているのか、ございましたらお知らせください。

議長 (宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 今後は、さきにもお話をしましたマネジメント・ゲーム研修等の経営感覚を養う研修を継続して実施し、職員一人ひとりがみずから考え、行動するといった仕事に対する意識の変革を促す研修を初め、町内の企業の御協力がいただければ、民間企業において実際に行われているPDCAマネジメントサイクルの現場も職員が体感できる研修等も検討し、実施をしていきたいというふうに考えております。

(4 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 岡孝夫君。

4 番 (岡 孝夫君) 全協でも申し上げておりますとおり、ここできっちりと現状を把握し、そしてなぜこうなったかの要因を洗い出し、対策案を検討・立案の上、適切な是正処置を講じていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ここで質問を変えさせていただきます。

定期的な住民意識調査の実施の提案についてでございます。

先ほども述べました集中改革プランの中間報告において、集中改革プランの実行によって、行政コストを削減したことの報告がございますが、町執行部は改善と想っていても、住民の皆様は改悪と感じているかもしれません。これらの改善について、その考え方と方向性及びその結果と評価が住民の皆様の視点に立ったものかどうかの検証は行われているのでしょうか。

「あれもこれも」から、「あれかこれか」への転換、すなわち選択と集中という考え方は理解できるんですが、これらの改善が住民の皆様には支持されているものかを把握することが必要ではないでしょうか。もし必要でないとするならば、78すべての改善の評価は町当局の主観的なものではなく、事実に基づいたデータを用いた客観的な評価であることのエビデンス、すなわち証拠・根拠を示すことが可能でしょうか。特に、住民の皆様の負担がふえることにつながる取り組みにつきましては、少なくとも住民の皆様の満足度が低下していないことを把握し、実証することが必要だとは考えられませんか。

行政についての御意見や苦情は、直接役場に見える方や電話もあるでしょうし、自治区を通じて、あるいは職員、議員を通じて、また「桜さんの何でも言ってちょ」もあります。私は、こういった方々はよっぽどの思いがある方なのではと思っておりますが、「桜さんの何でも言ってちょ」の回答を見ていると、何人の方がこの回答で満足してくれているのだろうと疑問に思うことがあります。そこで、集中改革プランへの評価を含め、できるだけ多くの住民の皆様の声を定期的に行政にフィードバックさせる仕組みを、今後、構築していくことが必要ではないでしょうか。

県内を調べましたところ、幸田町（人口約3万7,000人）が昭和54年から定期的に住民意識調査を実施しており、既に15回目の調査結果を公表しております。対象は、18歳以上の1,500人。また、お隣の静岡県では長泉町（人口約4万人）が平成8年から、ここは3年ごとなんですが、住民意識調査をやられています。こちらは20歳以上の2,000人が対象となっております。

アンケートというやり方については、設問の解釈の仕方、それに対する自覚の度合いの差異、択一式の性格などにより、結果に誤差を生じたり、比率についてはあくまで相対的に高低を考える必要があります。こういったことから、スポット的なアンケートではなく、定期的にアンケートを実施し、相対的な変化の度合いを観察していくことが重要ではないかと考えております。

ちなみに幸田町のアンケートでは、「町政に町民の意向を反映するための方法とは」の設問に対して、「住民意識調査」が過去2回の結果において第1位となっており、回答の30%に近い比率となっております。長泉町では、回答の集計が前回調査等との比較、性別、年代別、地区

別、さらには職業別になっており、設問数は幸田町よりも少ないのですが、分析はより詳細なものになっております。こちら「住民参加の方法としてどのような方法がよいのか」という設問に対し、「住民アンケート」が25%近くで最も高く、増加傾向にあります。

本町では、過去に全町農業公園構想での堆肥に関するアンケート、生涯学習構想、第6次総合計画策定に係る住民意識調査、コミュニティバスの運行にかかわるアンケート調査等を行ってきておりますが、新たな意思決定のためのアンケートであり、どれもスポット的なものでございます。「桜さんの何でも言ってちょ」によれば、今後、豊橋技術科学大学と協力して、1,000名を対象とした巡回バスに関するアンケート調査を予定とのことも公表されておりますが、私は、このようなスポット的なアンケートとは別に、定期的な住民意識をアンケートで調査するべきではないかと考えております。御見解をお聞かせください。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 本町では、平成17年度に「分権時代のまちづくりの羅針盤」と称した第6次総合計画を策定し、その中に、行政経営システムによるマネジメントサイクルの形成という項目を示しております。これは、行財政運営全般について、PDCAサイクルに基づき、政策実現と成果を重視した効率的な行政の実現に向け推進していくものであり、従来の縦割り行政の弊害を廃し、マネジメントサイクルに沿って取り組む個々の施策・事業を統合し、総合計画との整合や予算編成との連動に結びつく優先順位づけ、コスト配分、効果的な推進体制等について、組織的に的確な意思決定を図っていくべきであると認識しております。しかし、これまでの行政運営では、予算についても単なる消化型であったり、事業についても前例踏襲型で、創意工夫や今までのものを見直したり改善することが少ないまま事業遂行されてきたことが多分にあると言えます。そこで、総合計画との理念共有のもと、行財政改革の具体的な取り組みを集中的に実施するための集中改革プランを策定し、分権型社会への対応を、まずはみずから客観的に振り返り、本質を見直すことに主眼を置いて進めているわけがあります。すなわち職員自身が行財政の惰性的運用に気づくことが最も重要で、この取り組みをもとに、住民のためにという原点へと意識を醸成できればと考えております。

集中改革プランに対する住民意識調査についてであります。内容につきましてはホームページ上で公開しており、また広く住民の皆さんから意見をちょうだいすることができるよう「桜さんメール」を設けております。しかし、これまでに寄せられたメールはなく、また直接的にお伺いした意見などもございません。しかし、きょう端的に御意見を伺いましたが、これらについてはわかりづらいものになっているのかもしれないので、理解しやすい表記に改めまして、配慮してまいりたいと考えております。

先ほど述べさせていただきましたが、現段階におきましては、職員自身が事業やサービスの

価値の本質を見直し、自分たち自身で改善・改革をしていく第一歩にし、その上で住民の皆さんや外部を含めた調査・評価へとつなげていければと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

(4 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 岡孝夫君。

4 番 (岡 孝夫君) 継続的な住民意識調査は、現段階で実行するつもりがないという回答でよろしいですね。

私、集中改革プランで、かなり財政的な効果が上がっておるんですが、これらについて、本当にこれは住民の皆様方のためになっておるんだらうかと、非常にここが疑問に思っておるわけでございます。皆様としても実際やってみて、こういった財政効果が出ている。ただ、本当にこれでいいんだらうかという心配とかはございませんか。

議長 (宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 集中改革プランがここまでまいった経緯をお話をさせていただきますと、実は、集中改革プランは行財政改革、骨太の方針等の中で数値目標を持った改革として、従来の行財政改革とは違った視点で取り組んで策定をしたプランであります。なかなか今もお話をしましたように、的確な御指摘があったわけでございますが、目標と評価、それについて必ずしも P D C A サイクルに沿った目標設定、さらにはそれに対する適正な評価というものがされていないところが多々あるというようなことは、今の御指摘で十分承知をいたしました。これをつくることも非常に大変な思いをしまして、この集中改革プランにつきましては策定をしまりました経緯がございます。

一つ、策定をした側の救いとしましては、この集中改革プランは、御承知のように、全国的にすべての市町が取り組まなければならないというもとでスタートをいたしまして、なおかつ各年における集中改革プランでの実績、そういうものもあわせて評価をしていく、公開をしていくというような中での改革プランの実施であります。それが唯一、私どもの策定をしました側の救いでありまして、そういうものが職員の中で切磋琢磨でき、行財政改革がそれぞれ職員の中に身につけばというふうに考えております。

(4 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 岡孝夫君。

4 番 (岡 孝夫君) 私にとっては残念な回答になっております。先ほども申しましたように、ファクトコントロール、これは「多分」だとか、「はずだ」とか、あるいは「だと思ふ」じゃなくて、きちんと事実に基づいて、データで考えよ、データで物を言えということです。あるいは消費者志向、Q C の場合は消費者志向と言ったりするんですが、もちろんこういった行政

の場合は住民の皆様を第一と考えると。こういった観点がやっぱり私はちょっと足りないのかなということで、非常に残念に思っております。

アンケートを実施されないということにつきましては、例えば費用的な問題とかもあるんでしょうか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） アンケートの実施につきましては、お話をしておりますように、今、この時点でアンケートを実施するという考え方は持っていないということでありまして、まずその前に、職員一人ひとりがみずから気づくというようなことが先行して必要ではないかということで、今、それを即住民の皆様を対象にしたアンケート調査まで持っていく、あるいはつなげていくという、正直言います、私ども職員一人ひとりの中にそれだけの意識が高揚できておるかということに自信が持てないというものでございます。

（４番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 岡孝夫君。

４番（岡 孝夫君） 多分、繰り返してもらちが明かないと思っております。

私は、先ほども御紹介しました静岡の長泉町を、あるいは幸田町、こちら辺がずうっと継続してやっているということは、やっぱりそれなりにすばらしいことだと。相対的に評価ができる。だから、先ほども申しましたように、アンケートは設問によっては、こっちにもとれる、こっちにもとれるみたいなことができますので、だからそうした面じゃなくて、定期的にすることによって、トレンドを見ていくということが非常に大事なんじゃないかなと思っております。この集中改革プランも、結構な住民の皆様が負担がふえるようなことがございましたので、ぜひともこの機会にやるべきだと思っておりますが、やられないという御判断なら、それは私がこれ以上述べることはできません。

私は、定期的な住民アンケートを実施し、少なくとも従来よりは、前は1,600人の、総合計画のアンケートのときは回収率は53%でした。回収率を上げる工夫、より低コストに抑える工夫、さらには設問及び結果の分析での工夫、そして住民の皆様が、自分の声が町政へより多く反映されたことを実感できるものをお願いしたいと思っておりました。多分、これ以上続けてもらちが明きませんので、これで質問を終わります。

散会の宣告

議長（宇野昌康君） 一般質問の途中ですが、以上で本日の日程を終了いたします。

引き続き、17日（月曜日）午前9時30分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さんでございました。

(午後 3時42分)